

# 今後の学芸員養成と博物館学の方向性

【日時：2007年3月12日(月) 午後3時～5時30分】

【会場：神奈川大学24号館 3階310号】

講師：井上 敏 (桃山学院大学)

瀧端 真理子 (追手門学院大学)

司会：浜田 弘明

中村ひろ子：「学芸員の専門性をめぐって」をテーマにCOE研究会を開催いたします。ご承知かと思いますが、今、博物館法改正という動きの中で、学芸員資格にも新たな動きがみられます。関係学会でもシンポジウムなどで論議がおこなわれていますので、この研究会もそれに連動したものとお考えかと思いますが、実は今年で4年目を迎える私どもの「非文字資料の体系化」というプロジェクトでは当初から、このテーマを課題の1つとしていました。私どもの「非文字資料の体系化」プロジェクトについて簡単にお話しておきたいと思います。

研究課題として非文字資料の研究を今後も推し進めていくためには、その担い手の存在が欠かせない。非文字資料の収集、保存、研究を大学などの研究者に任せるだけでなく、その研究の拠点として博物館があり、学芸員の存在があるのではないだろうか、それが私ども研究プロジェクトが学芸員の問題を課題としたことの意味です。この博物館の中で非文字資料を扱うことのできる学芸員、それもかなり高度で専門的な学芸員が必要ではないか、そういう学芸員を育てるためにはどうすればいいのか、ということからスタートしたのです。

一方で、この研究プログラムを立ち上げる年に歴史民俗資料学研究科に「博物館資料学」という領域を新たに作ることもしております。本学に限らず学芸員として院修了の方が多く採用されているという現実がありますが、そのときに院修了の学芸員というのは、どこを専門性として高く認められ評価されて採用されているのかというのは曖昧で、多くの場合は民俗学や歴史学などの専門領域で、大学院の方が学部より少しは高度かな、という受け止められ方であろうかと思われまます。しかし、多くの大学院では特に学芸員としての

専門性を高めるような教育をしていないのが現状です。学芸員の専門性を高めることに関しては文部省などが講座を開いてきましたし、近年では大学院でたとえば文化財学や歴史遺産学、あるいは文化政策、地域政策など広い意味で学芸員にかかわる専攻を設けるところも見られるようにはなりましたが、直接学芸員の専門性を高めるといものではないように思います。そこで一度、学芸員の専門性を高めるとはどういうことなのか、そのためにどういうことが必要なのか、を考えてみたい。専門性を持った学芸員を養成することは、「学芸員の専門性とはなにか」を問うことではないかと、今回の学芸員の専門性をめぐってという研究会をもたせていただきました。

第1回は、後ほど浜田先生からご紹介いただきますが、学芸員を養成している立場からお2人の先生にお話をうかがいます。第2回目は、博物館の中で学芸員業務を担っている方々からのお話をうかがいます。ただ、学芸員の問題を論じることは、当然「博物館とは何なのか」という根源的なところに関わらざるをえませんので、問題は大きいかと思えます。そこで今回は、学芸員の専門性というところに収斂して論議し、あわせて大学院における養成についても触れていただこうと考えています。

本日の講演者、井上、瀧端両先生のご紹介と進行は、浜田先生にお任せしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

浜田弘明：神奈川大学COEプログラムの中で、私たちは実験展示班というグループに所属しています。その中で「実験展示」とは別にもう1つ、「高度専門職学芸員養成プログラム」の検討という課題があります。ご紹介いただいたとおり、年度末になりましたが、2回シ

リーズで「学芸員の専門性をめぐって」というテーマで研究会を企画しました。まず1つが、本日の「今後の学芸員養成と博物館学の方向性」、そして再来週の月曜日が「今後の博物館活動と博物館学の方向性」という内容で、2回にわたって公開研究会形式で開くことになりました。先ほどのお話にもありましたように、たまたま国の動きも連動していきまして、中央教育審議会では大学院改革、文部科学省内では博物館法の改定論議が進んでいます。しかしそれとは別に、あくまでもCOE研究として、普遍的な将来の学芸員養成、あるいは博物館研究、博物館教育のあり方について論議できたらいのではないかと考え、5名の講師をお願いしたわけです。

本日は、桃山学院大学で博物館学芸員課程を担当されている井上敏先生、それから追手門学院大学でやはり博物館学芸員課程を担当されている瀧端真理子先生に講師をお願いいたしました。ご存知のように、お二人とも現在、おそらく博物館学においては一番の論客であり、一番ものをお書きになっている研究者ということでお願いした次第です。

また次回は、現場経験のある、北海道の網走にお住まいの犬塚康博さん、パルテノン多摩学芸員の金子淳さん、それから九州の長崎歴史文化博物館で研究員をされている竹内有里さんの3人を講師にお迎えして、現場をベースとした博物館について語っていただくという構想で進めています。

それでは、まず井上敏先生から、「学芸員の専門性について」、サブタイトルとして「今後の学芸員養成と博物館学の方向性」ということで報告をお願いいたします。

**井上敏：**ただいまご紹介頂きました井上です。よろしくお願ひいたします。今こちらの方からいただいた題名を見て、これについて何が言えるのかなと考えながらレジュメを書いていったわけなんですけど、私に一体なにを求められているのか、悩みながら考えていた部分もあるんですけど、よくぞ瀧端先生とのペアにして頂いたなとちょっと思っております。二人とも偶然大阪の私立大学で学芸員課程を教えていて、さらに偏差値も似た様な具合、それに大学で博物館を持っているわけでもなく、おまけに今一生懸命生き残りをかけている、模索している大学という。ほんとにペアとしてうまく組まれてるなと思ったぐらいですけども。といい

つつもお互いにやっぱり興味関心も違えば、バックグラウンドも違いますので、その辺の掛け合いが講座になればいいなと思っております。

学生さんがいらっしゃるということですが、正直この二人がしゃべりだすと、学芸員課程を教えていて、最近の学生さんとはいう愚痴がかなり出てくることは必定だと思います。学生さんも耳が痛い部分があれば、そんなことはないという反論もあるかと思いますが、その辺は聞き流して頂く部分も含めてお願いしたいと思っております。

## 1 これまでの「学芸員構成」と「職」としての学芸員

われわれは大学院で教えてないという意味では同じですね。学部の学生さんを相手に学芸員というものを養成しているという共通点もありますし、おそらくOBが学芸員課資格を取得したにもかかわらず、学芸員になっているのはほとんどいない。過去には何人かいて、実習などをお願いすることはありますが。専任の教員がいるから素晴らしいですねと云ってくださる方もいらっしゃるのですが、そうかなあ、と二人で顔を見合わせながら思ったこともあります。学部の学生に教えているわけですが、いきなり「この資格とって就職口ないかもよ。」というすごく消極的なところからお話することはあります。過大な期待を持って受けているものも結構いまして、別にその可能性を掴むわけではないんですけど、現実の厳しさを分かってもらってないと、それに耐え抜いてやっていけるかどうか、という部分もありますので、私はそれを言っております。で、学芸員課程で出している年報に学生さんが書いてくれたんですが、「それを聞いてすごいショックでした。」からはじまって、かなり愚痴られる部分もあったんですけども。その辺さじ加減をしながら学生にいろいろモチベーションを持たせたりしながら、課程での教育をしていくという事になります。

われわれが教えている学芸員課程の学生というのは、年間1万人とも、あるいは数千人から一万何千人、という程度の人数になります。それだけいる中で、実際日本全国でどれくらいの募集があるのか、というのを考えますとまあ十の桁だと思ってしまうんですけど、就職できるのは何パーセント、というところからまず始まってしまっているわけですね。先ほど中村先生の話にあったように、

歴史遺産学科、まあ文化財学科というのがありますが、その中で学芸員という資格を一生懸命とらせるんです。実際にどれだけの人が学芸員になっているのかというのですが、ほとんどいない状況になりますね。最近学力の低下というものは、ゆとり教育でどうのこうの言われてるわけですが。それ以外で、いやそれ以上かな。なにかやり抜くという力が、最後まで耐え抜いてやり抜くというところがあんまり感じられない学生さんが増えてきてるんじゃないかと感じます。東京の某私立の美術館の知り合いにぼそっとそのことを話した時に、「いや、それって別に偏差値が低いからどうこう、という世界ではなくて全体の話なんだ」と。多少ポテンシャルとか偏差値上で分かる能力というものはあるんですが、それよりなにかをやりぬく能力というか、やりぬく力というものがいないんだ、ということをはっきり言われました。

そんな中で、今からお話するかたい話しも含めて今後の学芸員課程の在り方を考えていかなければならないという事があるわけなんですね。今から2週間ほど前に、私の方で企画して文科省が出している博物館法の改正の方向性をだしている委員さんに話をさせて頂くという機会を設けました。今その時に配られたレジメがあるんですが、その中で博物館を取り巻く環境の中で科学技術創造立国、それを博物館が支える部分が必要ということを書いているわけですが、科学技術創造立国って何なのかと考えますと「アイデア」とそこにクエッションマークをつけてあるわけですが、天才と呼ばれる人というのは、今まで誰も考えもしなかったものと結びつける、そのアイデアが実は必要である。その意味で科学技術創造立国という言葉は単なる思いつきだけではなくて、これとこれを結び付けるスタイルがあるはずなんですね。それを博物館世界に入れるんじゃないか、とこれはまあ私の私論ですけども。そういう意味での科学技術創造立国を支える博物館という意味で必要なんじゃないか、と思いつきながら考えているわけです。そういう中で博物館というものが捉えられている部分もあるということを考えながら、このお話をしていきますと、学生の有資格者としての質の問題と共に職としてどれだけあるのか、という話があるわけですね。実際その統計が本当に正しいのかどうかは分からないのですが、日本の博物館の構成は66%が公立博物館、まあ三分の二くらいでしょうか。三分の一が私立博物館。で残りが国立博物館と大学が持つて

いる博物館になるわけですね。

こういう割合にあるということは、今博物館制度が論議されている中、一番直撃を受けるのは実は三分の二を占める公立博物館ということになるわけです。その公立博物館なんですが、実は少し前までは「48基準」とそこに書いた「公立博物館の設置及び運営に関する基準」（※小泉改革で「公立博物館の設置及び運営上の望ましい基準」という名前に変わり、学芸員の数の規模が無くなる）というのがありまして、学芸員は市町村だと6人以上、都道府県立だと17人以上が望ましいとされていたわけです。ところが小泉改革でこの数値というのは規制に当たる。学芸員資格を持ってなかつたら、有能な人材であれば登用できるようにこの人数の基準をなくしたんですね。で今はできるだけ置くようにするという文章の規定だけがあります。だからといって、この状況の中で博物館学芸員の職が増えているのかということと人数増えないですね。実際苦しい自治体の財政の中、学芸員さんがいなくなったら募集するというか、それを補うという館はあまり多くないというのが現実としてあります。さらに指定管理者制度という、これは最近悪名高い制度になりつつあるわけですが、基本的に博物館の業務とかの仕事、ある程度公共性の高い団体しかできなかった委託を株式会社あるいはNPOなどの民間に委ねることができるシステムになって、政府はその方針を採っている関係で極力それを使うようにいう指示がありますので、当然人員は増えるわけがない。次回お話し頂く竹内有里さんは実は長崎歴史文化博物館の연구원という肩書きですが、実際には乃村工藝社の社員として仕事をやっていらっしゃる方です。あのような例を見ても博物館の直接雇用がなかなか増えないという現実があるというわけですね。その中で今博物館法を改正しようという動きになっているんですが、規制というか、ある程度質を維持するとか、規制を強めるとか、法的に何か強めようとすると、今必ず逆風が吹きます。今の規制緩和するという流れの中では、なにか強めるというのはできないというわけです。その中で「公立博物館の設置及び運営に関する基準」という数がなくなってしまって、学芸員に来なさいという話はなかなかおきにくいというわけです。

この中で博物館、学芸員の必要性とはどういうものなのか、これに関しては言い出すとすごく長くなるのですが。レジメに「博物館の自由—図書館の自由」と

書いてあると思います。その写真はうちの大学の図書館の入り口に張ってあるポスターなんですけど、多分この大学にも張ってあると思います。私のバックグラウンドを話すのを忘れてましたけれど、元々修士課程までは法学部にいたものですから、法律の関係から博物館を見る、という研究を一応やっているつもりですけども、最初に気になったのがこの言葉です。博物館法の話は法学者の立場から書いてる本というものはあんまり多くはなくて、私が読んだのが「文化・学術法」という「現代行政法全集」の中からだったんですが、その本で初めて勉強をしだしたんですね。その中に稗貫先生という、今はありませんが図書館情報大学の先生が書かれていて、当然「図書館の自由」というのが図書館法の中に含まれているわけですね。それに関して今日は「博物館の自由」という言葉を使って解説していこうと思います。ところが今度博物館学の立場に戻って、たとえば雄山閣の「博物館学講座」を調べると記憶に間違いがなければ、何箇所か書いてあった記憶があります。実はそれだけしか手がかりがなくてそれ以上なかなか進みようがなかったんです。「図書館の自由」って社会教育法関係をやってらっしゃる方はよくご存知かと思うんですが、基本的にはわれわれ一人ひとりの知る権利を図書館は保障している。その発想から博物館を見ていくというのが博物館の自由だと思ってくださって結構です。図書館の自由って実は検閲の問題でもあって、テレビドラマの警察もので刑事さんが被疑者を調べるために、図書館に行って被疑者がどんな本を借りてるのか、過去にどんな本を借りて読んでいるのかチェックする。それを実際の捜査資料として使うという場面があるんですね。ところがですね、そういう時、日本図書館協会は噛み付く。なぜかというところですね、警察が言ったからといってそれを全部そういった証拠を出すのか教えるのか、図書館がそういうことを平気でやっているのかと思われるからやめてくれ、という抗議ですよ。

それに対して博物館というものはどうなのかというと、実際どうでしょう。たとえばアメリカのスミソニアンで原爆展やりますよね。あれっていろんな圧力がかかって潰されました。博物館の世界って実はそれがうまく働いてないんですよ、博物館の自由、そういう話を考えて見ますと、博物館の自由と図書館の自由ってあっさり並べて考えていいのかということもあるんですが。その辺も含めてですね、今年の8月から1年間

イギリスに大学から行かせて頂くので、その辺の話も含めて博物館というものを考えたいと思っています。

要は博物館は図書館と同様に、われわれだっていることを知る自由があるはず、というのはわれわれの人権の中にあるわけですね。それをちゃんと確保する担保する機関としての博物館というのは、図書館と同様にあっていいはずだ、という前提で考えるのが博物館の自由ということですね。ですので博物館という機関が大切な機関だということを考えた上で、さらにそのわれわれ国民一人ひとりが持っているはずの知る権利をちゃんと、そのサービス含めてやる人間としての学芸員というものの必要性というのがある。博物館資料、われわれが集めた博物館資料から得られること、得られる知見。それは学芸員を介することもあれば、直接われわれ一人一人が博物館資料にアクセスすることもできる。それをちゃんと担保する人間としての学芸員というものがいる。だから、日本は一応民主主義国家だと思いますので、それをちゃんと支える人間として人材としての学芸員というものがいる。だから置かなければいけない。考えないと人は増えないんじゃないというのが生き返るわけですね、私としては。そういうことを実は法律を勉強してきた人間として今考えているし、考えてきたというわけですね。

## 2 「これからの博物館の在り方に関する協力者会議」での論議

そういう目で今の「これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議」という文科省のやっている部分を見ると、そんな議論どこにも出てきません。もっと私がちゃんと論文書いて研究発表として出していただければいいわけなんですけど。これが今文科省が出している第一回議事録とその資料、それから第四回までが出ていますが、これで完全ではありません。とりまとめしたものがこれから出てくるはずですが、正直国民の権利としての博物館という観点はなかなか無いですね。はっきり言えば。それではどういうことを話していいのかを今日話したほうがいいかなと思ひましてレジュメを書いてきました。ただしこれは二月の終わりに先ほどの先生がお話してくれたレジュメを部分的に抜きながら書いてある部分がありますが、私なりにまとめたものになります。どういうことが書いてあるかと三つです。

一つは博物館の定義、二つ目は博物館の登録制度、

三つ目が学芸員制度についてというものです。学芸員制度のあり方についての中でも三項目がありまして、その一番最後に「学芸員の高度な専門性を評価する上位資格の創設について」という、まさに今日このテーマにぴったりの項目があります。実はこの「学芸員の高度な専門性を評価する上位資格の創設について」と「博物館の運営に関する諸問題」、その中の項目としては、「指定管理者制度」と「公立博物館の原則無料規定」ということに関してはまだ議論していないというところで止めてあります。

まず博物館の定義、「博物館とはなんぞや」というのは、後で博物館学という学問について僕より瀧端先生の方が多分思いつきり言ってくださると思うんですけども、「そんな学問あるのか」と、多分次回の金子さんも言うと思うんですが、それぐらいクエッションマークが付く学問分野ですが、そんな中でも博物館学の存在意義、「博物館とはなんぞや」というのがこの中では議論されている。ユネスコ、国際博物館会議 (ICOM)、イギリス、アメリカ、フランスなどでも共通した定義としては「資料収集を収集し、保管する機能を持っている」それから「資料を展示することにより、教育や楽しみを提供し、学習を助ける機能」、それから三つ目が「資料を調査し、研究する機能」がありますが、例えばエコミュージアム、地域をまるごと博物館とみなして、その活動も含めてと言ったほうがいいのか、そういうエコミュージアムというものも博物館になるかというのは結構議論されたようです。エコミュージアムという言葉は使ってないんですけども、ここで使われているのは「街中に点在する古い町並みや、産業遺産等、歴史的建造物の資料等に関する会議や調査研究など前述の要件を充足するものであれば、博物館の登録制度の対象になる」という風に書いてあります。博物館資料を収集しているという部分がエコミュージアムにあるか、というと実は問題があるんですが、これを一応入れるという方向でやってるようです。

それから2番目に「博物館登録制度」ということに関してです。博物館相当施設と登録博物館というものは博物館法にあるわけですが、それにのらないものが博物館類似施設というその他大勢ということになるわけですが、実はこの数が非常に多い。それは教育委員会を元に登録してない機関でないと成れないということになっているので、教育委員会の管轄下に入っていない美術館、博物館が多いというのが現実です。知事部局

が運営している部分が多い。実はこれが問題になっているわけなんです。こういう公立博物館であれば国からの補助金の交付先とか、私立の博物館であれば税制優遇措置を受けるためとか、選別をするためにやっていると思っちゃうという部分があるかもしれませんが、それに関してもう少し有効な制度として考えていこうという風に動いている。すべての館に適応される「共通の基準」と館種・設置主体等の違いを把握した「特定の基準」を設けるべきだ、という議論になったようですが、これは博物館学としてはすーっと入るんですが、知らない人が読むと何を言っているかよくわからないという部分もある。なぜかという博物館学という博物館というのはミュージアムの略語なわけなんです。ということは植物園だろうと水族館だろうと、あるいはミュージアムだろうと、集めているコレクションの違いでそう呼ばれているだけであってミュージアムの一つであることには変わりがない。それに対して博物館という訳語をあてているので、それをすべて対象としている法律だから博物館法というわけです。その中で当然の事ながら水族館、植物園、動物園、それとは別に美術館、博物館、総合博物館を含めて考えると、それをすべて網羅した基準というのはどれだけできるのか、というのもあるだろうし、実際水族館ですと団体ができていてその中で自分たちの基準を作ってしまうという部分があって、そういうものを多分配慮しているものですが、館種別あるいは設置主体別というもので微妙に違う、その違うものが一括りにされて博物館というものが存在しているという状況の中で基準を設けるべきだという現実に配慮している部分があるわけです。

あと言っていなかったんですが、「これからの博物館の在り方に関する検討者会議」での議論では教育基本法の改正とか規制緩和を主眼とした小泉改革による社会の変化という風に書いているわけですが、今先ほどから言われているこの博物館法の改正にしてもですね、博物館の状況が切迫しているから、あるいはこう変えないとまずいからという博物館側から起こされた理由によって改正が起きているわけではないんですね。小泉改革もそうですし、社会のほうから博物館に突きつけられて、それにしぶしぶ合わせてやっているのが今のこの博物館法の改正。さらに今お話ししたように、博物館、ミュージアムと一括りにしてますけど、いろんな状況が違うし、いろんな制度によって作られてい

る館、あるいはその館によっても内容・規模・人員等によっていろんな条件が異なってくるというわけで、それに合わせこの制度を作っていかなければいけないという大変さがあるわけです。いろいろ今改正等が行われているわけなんですけども、相反していろいろと問題があるというのが現実です。

その中の一つ、話として皆さんに御提供しようと思いまして、実はJMMA近畿支部と全日本博物館学会の合同関西例会をやった時に、大阪市の方がお二人で質問された内容が2007年3月8日木曜日付の読売新聞の夕刊版に載っていました。私も司会をしながら噛み付かれた一人なんですけども、読んでいただければわかりますように、なんで地方独立行政法人になってはいけないのか、地方独立行政法人法では対象外になっている博物館についての運営を認めてほしいという特区を申請したと。現段階で方向性を出そうとしている協力者会議でこれをちゃんと盛り込んでほしいということのようです（実際に盛り込まれました）。大阪っていうのは日本でこれだけ地域、美術館博物館が集中している中で東京とか横浜とかいう大都市を除けばそうそうないところですよ。それで一つの地方独立行政法人としてまとめることはできないかということも考えたようです。指定管理者制度をやめることを国から反対されて、それからの研究計画が遅れているというのが今の大阪市と国の対立というところに象徴されるという部分のようです。ここに書いてある通りで、特区として結果がでない。指定管理者制度をつくっている国から考えるとこちらを押ししたいというのがあって、まあこっちでがんばってくださいと言っているんですが、その押し問答が当分続く、というようになりそうです。指定管理者制度の問題というのは、実は博物館学という学問から見ると結構問題あります。指定管理者制度というのは大体数年ぐらいのスパンで請負が変わっていくわけですよ。その中で長期的に資料を収集し残していくという博物館の役割を考えると、そんなにコロコロ変わったのでは、継続性の問題もあれば、今後の事業の展開も含めて国民のためのというか市民のための運営がしにくいのではないかと、あまり指定管理者を入れたくないというのが、この大阪市の方向ですね。こうゆう中では学芸員というものがおかれないう状況もありますし、大体指定管理者制度を導入している館というのは学芸部門をあまり投げないで、それ以外、例えばガードマンさんとか事務部門とかそう

いうところを投げているところがどうも多いんですけど、基本的には人が増える方向ではない、あるいは学芸員が増える社会状況ではない、というというのが今の新聞の話の背後とゆうか、延長線上にもあるということが実はあります。

その中で3番目の学芸員制度の問題については、今学芸員資格が安易に授与されすぎているというのが指摘されまして、本当にずきっと刺さります。私としてはもう一年ぐらい勉強してからあげたいという学生はいるんですが、「いや、私学経営上、何とかして頂かないと困ります」と言われることもあります。実際、1年後にあげたこともあるのですが、出したっていう部分も正直これは後で消したほうがいいのかというのがあります。そういう批判も含めてですね、さっき一万五千人、一万人という数で安易に授与されすぎているのではないかと、という批判があるという事がここで言われています。次も大事ですね、「各大学の養成内容の格差がある」。実習をお願いする館も、例えばさっきの登録博物館になっていない博物館あるいはそれ以外の館でも大学側がこの館であれば養成することができると判断すれば実習に行けるというのが現実です。そういうわけですから当然大学によって養成内容についてもかなり違う。レベルの差がはっきりあるというのが現実としてあります。次に「課程だけの教育では不足のため、実務経験をさせること」という風に書いてありますが、これも耳が痛いんです。座学だけではなくて、実際物触らせてどうこうという部分がある。実はそっこのほうが大きいんじゃないか、というのがどうも委員の中ではあるようです。委員のメンバーは江戸東京博物館の佐々木秀彦さん、千葉県の総合教育センターの高安礼二さん、ミュージアムパーク茨城県自然博物館館長の中川志郎さん、日本博物館協会の元会長です。それから五島美術館学芸員の名児耶明さん、常磐大学の水嶋英治さん、この人も学芸員だった方です。お茶の水女子大学の鷹野光行さん。これらの委員の間での議論では絶対学芸員の実務経験とか学芸員として実際に関わった経験がないと人は育たないといわれるということになっているようです。この方針は強いようです。ということはこの答申が出て学芸員課程というのがどういう風になるかは今後次第ですけども、大学に博物館を持っているところが強い、実は有利であるというのは原理として存在するというわけです。

ここでの議論としては、実習の場となる館とか園の

格差が大きいから、必ずしも今の状態だと実践技術とか知識、現場で得られる知識の習得に結びついていないという批判があるから今後考えていくべきだということ。それから現代のニーズに応じた高度化・専門化の必要性という風に書いてありますが、これははっきり言えば学芸員というものが「雑芸員」と自虐的に呼ぶ人もいる今の現実の日本の博物館、特に小さな館とかですと、一人でなにもかもやらなくてはならないという学芸員さんが多い中でこれを言い出している。もちろん高度化の問題もそうしなければいけない部分というものもあるんですが、それとは別に専門分化した形での学芸員というものも考えられるということです。もちろん今の段階では、それこそ専門分化した、例えば「私は教育普及担当の学芸員です」という人はそんなに多くはないです。その中でいわれている、動き出している。変えていくと。こちらのCOEで言われていること、特に博物館に勤務するシニア・キュレーター、高度専門職業人の養成をどう考えるのかということをおなりに言えと言われたのかなと思ってそこに書いたわけなんです。

### 3 「実験展示および博物館に勤務する高度専門職業人（シニア・キュレーター）の養成」

この私なりなんです、今の学部だけで「はい、あげます」という学芸員資格を変えて、次の方向で検討したらいいのではないかと思います。2点あります。一つは「博物館におけるインペリエンス」、例えば登録博物館での1年以上の実務経験。大学卒業時まで実務経験を受けることが可能ではないか。だからさっきから言ってますように大学で博物館をもっているところが強い。そんな中でカリキュラムを取り込んでしまうとやりやすいのではないかと思います。もう一つ挙げられているのが、大学院における博物館学及び博物館資料に関する専門的な科目というものがあります。また修士相当の論文、経験、実績。この二点に係ってくるというわけです。実はこの修士というと学芸員、あるいは上級学芸員の資格を与えようという議論が昔から言われていますが、こういう方向で今のところ出してはどうかという方向で進んでいるんですね。そういうことも踏まえてここに書いてあるのを「井上私案」という風に考えてみました。といっても実際に大学院に突きつけられて、できるかなと思うことも入っております。

まず「準学芸員」、現行の学芸員資格として括弧してありますが、これは新聞報道でも読まれた方がいらっしゃるかと思いますが、学芸員資格というものをこれから準学芸員あるいは学芸員補という言葉で出ている部分もあったかと思いますが、そういう資格にしてそこから修士レベルに上乘せして行って、学芸員資格あるいは上級学芸員にするという方向もでてきているということです。ですから今コアとなっている学芸員資格だと思ってくださって結構です、最初のものは。それに対して修士レベルで何を教え、何を学ばなければならないのか、という部分をここで考えるということになるわけです。私がここで2段階、これをオムニバスというべきなのか、組み合わせて考えるべきなのか。あるいはこれだけで別々のコースで二つとらないといけないと考えるのか。別々に取ってまたもう一度やり直す、専門の大学院を作る中でやるべきなのか。というのを考えなきゃと思っているんですが、そこに2種類の観点があるのではないかと考えてます。

それは「館の専門性」ということで、そこに書いてある「動物園、植物園、水族館、美術館、博物館等の館種別」という風に書いてあります。これは先ほどから言っていますミュージアムというものを考えたときにミュージアム共通の資格ということを考えて上で、さらにその館種別に考えるという事です。正直言いますと、私が勤めている桃山学院大学というのは5学部からなっている文系の総合大学です。文学部、法学部、経済学部、経営学部、社会学部。その私の教えた子の中からいきなり「水族館に勤めたい」と言い出した子がいますね。「いや、うん」というような押し問答というわけではないんですが、「いや、あのね、確かに水族館の飼育係さんとかは学芸員さんですよ。間違いなく。だけれども君が今勉強したことは全然役に立たない。水族館なら水族館でちゃんと魚類とか勉強した人でないとたぶん採用されなければ仕事としても働けないと思うよ。」と言ってそこで初めて認識するという状況があったわけです。そういう意味ではまず館種別のコースを作らなければいけないのではないか、と思うわけです。神大ですと民俗学や日本史学のキュレーターあるいは館、歴史系の博物館とかに特化した館種で専門性を持ったシニア・キュレーターっていうのを考えられるんじゃないかと思うんですけど。そういうコースで考えるというのが一つです。それからもう一つ「職としての専門性」の部分での改正というかコー

スを考えてみることも出来ると思っております。ただ、雑芸員と言って一人で何役もこなさなければいけないという日本の現実の学芸員さんの中で、これを言うというのなかなか難しいですし、実際今の状況から考えてみて、今後このようなコースを持ったからといって、例えば「私教育の学芸員としての資格しか持っていません、だから他の事出来ません。」と言われても多分採用されない。最初から自分が専門性を持って「こういう資格でやっていますから雇ってください」というと、多分実際の博物館では国立とか大きな館でもごくごく一握りでしかないと思っております。ですのでこれを設けるといのはなかなか無理があるかもしれないんですが、こういう改正を考えてみてはどうかと思っております。ですから先程の出そうな答申を踏まえて、高度専門職業人、シニアキュレーター制という部分を考えてどうも考えられるかなと思っております。

さらに、そこに書いてあるのがその後の研修（経営者の為の経営）ということで、「無理があるかな」と自虐的につっこみを入れているわけですが。実際日本の博物館において一番欠けているのはここだと思います。何故かということちゃんと博物館というものを分かった上で、黒字は絶対博物館の性質からありえないと思うんですが、それでもいろんなところからお金を集めてきて、それを使って運営できるという、まあミュージアムマネジメントという言葉でいっていいのかわかりませんが、ちゃんとそれを分かった上での教育というものを考えていかないと、これからの日本の博物館で単につぶれていくだけだと思います。まあ博物館人とか博物館の事例を整理すると、海外の事例とか、アメリカの経営というものを考えると、向こうなんて館長の仕事というのは、どこからお金をひねり出してもらってくるかというのが役目。そういうもう専門特化してるといっていいぐらいの役職なわけで、そういったことも学べるところを修士レベルでと。まあ新たな教育できる部分をつくらないとこういう高度専門職業人の養成はできないんじゃないかと考えます。別にミュージアムマネジメント学会の理事やってるからそれを宣伝しているというわけではないですが。ただそういう部分がないと、学部での博物館経営論がいったいどういうことを教えているかと考えると、寒々としたものを感じますが、それでも必要だと思っております。ただ日本で寄付の社会習慣がないので、どこからひねり出して取ってくるのかというのは難しい問題ではある

んですが。その分野で変わらなければいけないという示唆だけでとどめたいと思っております。

#### 4 博物館学とは異なる「文化財学」

最後に「博物館学の今後の方向性」というところを見て頂いて、「博物館学とは何なのか」と引いて考えると、それこそ学芸員さんの立場からいって「どうせ自分たち雑芸員だし、博物館学ってそんな学問分野あるのかな」というようにすごく自虐的になりますが、研究対象としての博物館はあるんです。例えば博物館社会学とか、私が言っているのは博物館法学とか言ってますけども、結局それぞれ既存の科学から見た対象としての博物館というものは結構多いわけですが。博物館学独自の分析方法とかそういう領域ができるのかといわれるとなかなか難しい、というのが実は本音です。その中で方向性ということなので、考え込んでしまったんですが。まあ正直これは来週次回金子さんも話されると思うんですが、「学芸員課程に生かされている名前の学問なんじゃないの」というすごいブラックな言い方なんですけども、まあ「学芸員課程に生かされるといいなあ」という意味での博物館学というのがあるかなと思います。その中で神大のシニアキュレーター養成というのを考えてみると、博物館学という学問を少し置いといて、私の場合文化財保護法というのが専門に入ってまして「その分野からちょっと考えてみたらどうかな」と思ってそこに入れたわけなんです。

文化財学なんて博物館学よりさらにこんな学問分野あるの、といわれそうです。実際あるかなというわけです。ただし私京都の大学で歴史遺産学科の中で文化財学基礎という科目があるんですが、それを教えております。その中で、何をどう話しているのかを申し上げて、ちょっとまとめにしたいと思っております。文化財学はなんなのか、という前に文化財を保護する、ということはどういうことなのか、ということをして話して、分かったような気分にさせてしまっているんですが。文化財保護法上、明文の規定はないんですが、戦前までの文化財に関する法律というのは、実は全部保存という用語を使っています。史蹟名勝天然記念物保存法とか国宝保存法とか、重要美術品等の保存に関する法律とか、全部保存という言葉を使っている、戦後になっていきなり文化財という言葉がオフィシャルに使われるようになり、さらに保護という言葉



が使われるようになります。そこで必ず言われることというのは「保存と保護の違いはなんだ」という話なんです。実はてっとりばやく言うと、そこに書いてあるとおりの保護っていうのは「保存し、活用する」ことなんです。単に保存したものは「触るんじゃない」というのが実は戦前のやり方であったし、それを活用するという概念が無いわけではないんですが、表立って打ち出していない、それを逆に戦後になって言い出したのが保護というわけです。で、そこに意味があるというわけです。実は「活用する」ということは、それ自体は壊れていくということでもあるわけで、「保護する」というのはどういう状態になったら「保護する」ということになるのか。それを考えていきましょうという話をします。最初与えられたテーマ、こちらのCOEのですね「人類文化研究のための非文字資料の体系化」という、一瞬これは一体何を研究グループなのか考え込んだわけですが、そこで非文字資料というのがありますが、これは無形文化財の保護と関わりがあるという前提で話をしますが、その保護の難しさを学生に話します。それはなにかというと、アイヌの口承文化とかアボリジニの文化とか無形の文化遺産ともいべき文化財、文化遺産を保護するというのがいかに難しいことか、というのが日本が世界遺産条約に加盟してからすぐ言われるようになりました。それはどういうことかって言うと、そこに書いていますとおりのオーストラリア・イコモスの「バラ憲章」、「Place場の概念」と書いてありますが。これは一体どういうことを打ち出した概念かといいますと、もともとユネスコの世界遺産条約とかもそうなんです。ものとしての価値っていうのをすごく重要視される。

世界遺産条約の登録基準を日本語に訳してもらったものをお配りしましたが、注記しました本中さんという文化庁の記念物課の主任文化財調査官の方と、稲葉さんという現在は東文研にお勤めの方が関わって訳されたものです。文化遺産というのは上半分になるわけですが、種別をみていただくと1、2、3と白丸で書いてあります。記念工作物、それから建造物群、遺跡という風に書いてあります。記念工作物というのはmonumentの訳です。それから2番目の建造物群というのがbuildingsの訳です。それから3番目の遺跡Sitesの訳です。もともとヨーロッパ圏の人達が作り出したもので、ヨーロッパ的な文化財の見方ってあるわけです。例えば皆さんがヨーロッパの文化財と聞いてパッと思

い浮かべてみると、パルテノン神殿とか、ああいう材質的に強いもの、石の文化、あるいは鉄の文化で作られている観点からするとですね、実はこのものの見方、一番それが出てるのが、実はこのオーセンティシティで書いてある箇所です。ご存知の方がいらっしゃると思いますが、世界遺産条約では必ずこの4つのテストをクリアしなければダメといわれております。その中で日本が加盟したことによりこの4つの関係が変わりました。それはなぜかということ、2番目の材質materialですね。これ実はヨーロッパの人達、当然世界遺産として登録するわけですからICOMOSという文化財専門家の組織によって評価されるわけですが、基本的にこの4つのオーセンティシティの中でやたら2番が強調されていたんですね。これはどういうことかということ、出来た当初から現在に至るまでどれだけオリジナルの材質で維持されているかということに評価が集まるという。ということは強い材料で作られ維持されているものは実はこのテストをクリアしやすい。ところが日本みたいに木造建築といった比較的材質的に脆弱な材料の構築物が問題になる。例えば法隆寺となんかは実は江戸時代からの材料しか維持されていないだけ、とかそういう感覚で見られてしまったらですね、当然のことながら日本の木造建築が世界遺産に登録されるわけがない。ところが日本が世界遺産に加盟する時、修理なんてそういうやり方でやってませんし、それは誤解であるといったわけですが。ただ日本が加盟したことによって、この2番の材質を強調してみるというヨーロッパ的な見方というのは変えられたというわけです。その後92年かな、日本の奈良県で会議が行われまして「奈良ドキュメント」という文章が採択されました。この4つのテストをちゃんとトータルに考えて採る基準にしましょう、という話になったわけです。

現在はその過程の中で、また戻るんですがオーストラリア・イコモスの話が出てくるわけです。オーストラリアはご存知のようもともとアボリジニという原住民が作ってきた文化の中にヨーロッパ人が入ってきてそれが融合してオーストラリア文化という文化を作り出しているわけですから、実はそこで文化財を考えるとアボリジニのものの考え方というのも当然取り入れなければならないということです。ですからオーストラリアという国で文化財のことを言うとですね、アボリジニの無形の文化、口承の文化、そこにはなにもない、だけどそれはアボリジニとして意味がある。

Meaningという言葉を使ってるわけなんです。それが  
ある場を守らなければならないという話になってい  
るという。つまりヨーロッパ人が、あるいはアポリジ  
ニのことをまったく知らない人から見たらそこになに  
があるんですか、何にもないってような文化もある  
んだ。そういうものが文化なんだ、というものの見  
方からすればですね、実は文化財を保護するというこ  
とはどういうことなのか、というのは実はなかなか難  
しいということが一つ言えます。それから非文字とい  
うことを考えると、無形民俗文化財を保護するってど  
ういうことなのかという、例えば江戸時代にある事  
件が起きて、その事件を記念してできたお祭りがその  
村にあったとします。それが後から無形民俗文化財に  
指定されたけども、現在それがあまりにも日本中に有  
名になって観光客が来やすいように5月の第1日曜日に  
変えたとします。でも実はその文化財としての価値っ  
ていうのは、その日におきたことを記念してるんです  
よね。それを5月の第1日曜日にやるっていう風に変え  
たら、それは文化財の本質として変わってませんか、  
変質してませんか、それは守ったことになりませんか、  
ということを話すわけです。それが守られているか、  
守られてないのかというのは当然議論があるわけですが、  
考えざるをえないわけです。そういうことを踏  
まえた上でのシニア・キュレーターというものを考える  
のであれば、その最後のところに「博物館資料の保  
存問題を使ったソクラテスメソッド」と書いてありま  
す。「ソクラテスメソッドって何?、井上さん」って、  
さっき瀧端先生にも突っ込みいれられてたんですが、  
これ実はアメリカのロースクールに使われていること  
なんです、簡単に言えば「ソクラテス問答」なわけ  
ですが。いろんな事象、これこれこういう問題でこう  
いう条件が与えられているとき、君ならばどういう結  
果を出すということを、ロースクールで教授から問わ  
れるんですね、どういう判決を出す、あるいはどうい  
う解決方法が妥当かということを言い合うんですね。  
私が言いたいのは実はそういう議論を文化財保存、博  
物館資料保存でできているか、ということをそれこそ  
非文字資料の大学院ができたときに、そこでやる科目  
として「ソクラテスメソッド、こういう事例なら君な  
らどう考える、これで守れると思う」ということを取  
り入れていったらどうでしょうか、という意味で入れ  
てみたわけです。時間がなくなってきた関係で、雑駁  
な話になって申し訳なかったんですが、こういう部分

も、もし将来的に非文字資料のシニア・キュレーター  
養成の大学を作るのであれば考えてみてはどうでしょ  
うか。以前学生を連れて、仏像を修理している工房を  
見学したのですが、そこで説明して下さった方はあ  
んまり意識してなかったようですが、そこで見せてい  
ただいた修理の仕方は、平安時代から江戸時代の、そ  
れもこってり上にコーティングした仏像の例だったの  
です。工房の人は実はそれを全部剥がしてですね、そ  
のままの状態に修理したという事例があります。修理  
を説明してくれた人に対して申し訳なかったんですが、  
私としてはこれで本当にいいのというのがあります。  
それはなぜかっていうと現在に至る形を残すのか、あ  
るいはオリジナルの状態に戻すのが保存したことにな  
るのがよいのかという事を考えると、いろんな考え方  
ができる。君にとってどう考えるべきなのか考えてみ  
なさい、と私の方から学生に言ったんですね。こうい  
うことを考えているとシニア・キュレーターの養成と  
いう意味で、そういう事例を使ったソクラテスメソ  
ッドを使ってはどうでしょうか、というような事例を提  
案してみたい気になります。有形と無形だけでもそう  
ですし、その中でも文化財あるいは博物館資料によっ  
ても違うわけです。ですからそれをちょっと考えてや  
ってみてはどうでしょうか、という提案であります。

**浜田:** どうもありがとうございました。あらかじめご  
紹介しなかったのですが、井上さんは、東京大学大学  
院で法学を学ばれており、他のことをなされればもっと  
いい職につけたのではないかと思うのですが、あえて  
文化財保護法という大変マイナーものを専攻されて本  
日に至っています。現在は、文化財保護法と博物館法  
の専門家としてご活躍されているわけです。

**井上:** 博士課程は考古学研究室にいたので、履歴書を見  
ただけでは分からない人も多い。

**浜田:** 本日も文化財の話に重点を置かれていましたが、  
桃山学院大学着任以前に日本学術振興会特別研究員と  
して、東京国立文化財研究所で何年かお勤めになって  
いたということもあって、今回、文化財と博物館の話  
についてお願いしたわけです。

**浜田:** 続きまして、瀧端真理子先生に報告をお願いい  
たします。井上先生は文化財保護法、博物館法という

方面からお話をされましたが、瀧端先生は社会教育学をご専門として博物館学を研究されております。日本では正統派の博物館学研究者であり、数少ない教育学系研究者ですが、もともとは私と同じ地理学を勉強されていたとうかがっています。京都大学で最初は経済学部にお入りになり、転部して文学部地理学科、卒業後はさらに教育学部で社会教育学を勉強され、大学院でその社会教育学を専攻して今日に至るということでしょうか？ では、社会教育学の立場から博物館学を語っていただければと思います。

**瀧端真理子：**経歴を先に話されると引いてしまうのですが、なぜ経済学部から移ったかという、算数ができなかったからというのが大きな理由です。地理学に関しましても、ついこの間卒業生として呼ばれまして「なんでかな」と思いましたら、すごく頼みにくそうに、昔々落ちこぼれだった学生でも大学に就職できるのよ、という話をしてくれと。なぜかという、母校の地理の学生、院生は元気がなくて、先生方はどう接しているかわからない。先生方は優秀な方ばかりなので、劣等生や落ちこぼれかけている子の気持ちがわからないらしいのです。それでちょっと厳しく論文指導などをすると、次の週から学校に出てこなくなってしまうという状態らしく、ぜひ後輩たちを勇気づけるような話をしてやってほしい、と言われたのです。先程の井上さんの東大の話にもありましたが、偏差値が高い大学ではたぶん受験勉強である程度燃え尽きて、大学に入ってどうしたらいいかわからないという状態なのかと思います。私自身も本当に落ちこぼれで、先生方をお願いしてなんとか卒業したものの、その後ケーキ屋に就職したりして、専業主婦期間を経てもう一度大学に入り直しています。なので、そういう落ちこぼれの人でも学芸員になりたい人もいるのだ、という話に本日はなるかと思います。

## I 学芸員養成の方向性

### 1 博物館法の動向

法改正の動向は井上さんに話していただいたので省略いたします。

## 2 今回の法改正検討以前からの要望、問題提起

### ①学芸員養成二段階論

その法改正の動き以前から、実はそういう上位資格の創設や学芸員資格の高度化という提案はいくつかの団体から出ていました。お手元の資料にある①の「学芸員養成二段階論」というのは私がネーミングしたのですが、日本学術会議動物科学研究連絡委員会、それから植物科学研究連絡委員会の人達が以下のような要望を出しています。「博物館の人的資源としてグローバルスタンダードを満たす水準で現物資料に関する収集、教育、研究活動を遂行し、博物館の創造的リーダーシップを学術面から支える職としてシニアキュレーターを公式に設定し、資格として創設することを求めたい。シニアキュレーターは、従来の学芸員のリーダー的存在になる職であり、当然その責務を全うする人材には豊富な経験と高度な判断力が要求される。人材に求められる経歴は、従来の学芸員職を経験し、さらに少なくとも数年間に及ぶ博物館に関連する専門教育を受け、学術的資質に関して厳しい鍛錬・選抜を受けていなければならない。例えば資格取得の最低限の要件として博士号学位取得者であることが求められるべきだろう」というようなことです。

これを提出する主な方々というのは、科博の研究者あたりだと思います。自然史系の博物館の学芸員は博士号を持っていないと就職できない程レベルが高いので、大学の研究者と比べて博物館の現場で働く人間は、待遇上恵まれていないという不満が根底にあると思います。それで、日博協が出した『対話と連携の博物館』の中でもほぼこれを受けて学芸員養成二段階論が出されています。ですから現在、文科省で行われている検討協力者会議でも、基本的にこの①の論調が、大きな後ろから押す声になっていると思います。

### ②専門職員役割分業論

それから、②の「専門職員役割分業論」というのも、私がネーミングしたのですが、同じく日本学術会議中の「学術基盤情報常置委員会」というところで、おそらくこれは文系の研究者が中心となっているのですが、背後にはアーキビストを専門的に養成してアーキビストの資格を認定させたい、という動きがあるのではないかと私は思っています。それで、この委員会の主張を見ますと、「現在、社会が求めている博物館にするためには、役割分化した専門職を博物館に配

置していくことが緊急の課題になっている。学芸員のほかに、幅広く資料を取り扱う資料管理の専門職員、来館者を教育指導する教育普及の専門職員の配置が必須になっている。これらは、それぞれに専門分野に通曉し、最新の成果を十分に把握した専門職員でなければ勤まるものではない。いずれにも高度の能力のある専門職員が必要である。学芸員課程のカリキュラムを抜本的に見直し、専門職員の役割分化に対応した養成カリキュラムに再構成する必要がある」とあります。ですから①番の学芸員養成二段階論を唱える方が、例えば同じ動物学を研究している中でも高度な研究能力を持つ人というように考えるのに対して、この②の分業論は、今、博物館の学芸員と一括りにしているのを、欧米の博物館に倣って、保存修復をする人だとか、あるいは記録管理をする人だとか、というふうに分けようという主張です。

### ③自律的資格要件設定論

さらに、資料の③にあるように「自律的資格要件設定論」と、ここでも勝手に私がネーミングしたのですが、全国美術館会議博物館法検討委員会作業部会が2000年に出した「博物館法検討委員会中間報告美術館基準（案）」には、「任用条件は、美術館界に広く信用され活用され、かつ国際的にみても妥当性のある要件に依拠しながらも、最終的には美術館が自律的に設定する必要があり、現行の博物館法に規定される学芸員資格にはとらわれない。博物館学芸員資格に代わる美術館員資格の認定と資格要件の決定は今後、全国美術館会議によって自律したものが定められることが望ましい。美術館は専門家養成のための教育内容について、常に調査研究をしなければならない。また調査研究に基づいて、大学や他の教育機関と博物館学や美術館学の教育内容を調整し、連携して養成に当たるべきである」とあります。ですから、この全国美術館会議のワーキンググループで出した案というのは、国家で認める学芸員資格を無視してしまって、専門職団体の中で自律した基準を作ろうという志を掲げたわけです。全国美術館会議の中でいろいろと異論があって、これが実際、会議の総意として認められることは無かったわけですが、これを「自律的資格要件設定論」というふうに考えました。

## 3 博物館を取り巻く現状（その1）

### 史料保存運動に対する若い人たちの無関心・批判

このように、法改正の話が具体化する以前の2000年ぐらいから、それぞれの団体でいろいろな主張を言ってきたわけです。しかしながら、3に書きました「博物館を取り巻く現状」に関してですが、いわゆる専門職側は一所懸命、自分たちの待遇改善だとかあるいは果たすべき責務というところから、資格の高度化だったり分業化だったり、あるいは自律的な資格設定という事を考えているのです。では一般の博物館を利用したり、税金を払って支える側はどうなのかということです。私は授業を担当していて、博物館学を受講する学生や、あるいは文化財学科にいる学生たちは、やはり自分たちは興味があるから博物館にはまだしも好意的、博物館がなくなってしまういいとは思わないわけです。けれども博物館に興味のない一般学生がどういう対応をしているかということ、ここ1、2年の変化だと思えますが、冷たい目で見るわけです。ある大学で社会教育に関係する日本の文献を読んでくれということで、今年、教育系の授業を後期で担当しまして、岩田書院から出ている『地域と歩む史料保存活動』を選びました。

公文書館に勤める方や歴史系博物館に勤める比較的若手の人が中心になって、休みの日を使って地域に入って民家が持っている文書を自分たちで調査しようというものです。これは研究者だけではなくて、研究者になりたい若手の学生、院生とか、それから地域で古文書を研究している一般の人達を巻き込んでやっていくという本で、私としては最近読んだ本の中で非常に良い本だと思って、これをテキストとして教育学専攻の学生と読むことにしました。学生は40～50人いるのですが、毎回読んできてといっても家では読んでこないの、授業内で「今日は何ページ」といって読ませてその場ですぐ内容のまとめと、それに対する意見感想を言うということをやったのです。ところがこれに不満が続出しまして、なんでこんなものを読まされなきゃいけないんだ、と否定的な反応が強く驚きました。私としては近年まれに見る良い本だからと思っていただけではなくて現場に入っただけの失敗が書かれている。屏風の裏張り文書を地域の人達と一緒に剥がす作業が書かれているのですが、地域の人達はやりたくて仕方ないから、われ先に

やろうとしてぐちゃぐちゃになってしまうという失敗が包み隠さず書かれていて、最終的には、消えてなくなるだろう村落の歴史を残したいという地元の人達の意欲が書かれている良い本だと思ったのです。けれど、学生は全く理解してくれないのです。いくつか学生たちが書いたレポートをご紹介します。そのまま引用しているのでちょっと砕けた部分もありますが、まず最初の文。阪神淡路大震災のときの資料ネットの活動が本に書いてあるのですが、そこを読んだときの感想です。

「震災時の資料保存活動を見ても分かるように、やはり一部の専門性を持った人と、その活動に関わるボランティアなどの一般人との、『資料認識』の差は存在する。こうした活動に参加しようという志を持った人ですら、保存活動の正しい認識ができていないのなら、その資料を保持する人々の意識がよりいっそう低いというのはいたしかたないところである。地域性（あるいは個々人から浮かびあがる顔）のある資料は、義務教育（もしかしたら高等教育も含むかもしれない）で受けた『社会科』の印象が強ければ、総じて価値の低いものだと勘違いしてしまいやすい。」ということかという、ここで「高等教育」と書いているのは、「高校教育」の間違いではないかと思いますが、山川出版社などが出している教科書に書いてある歴史が正しい歴史で、この本に出てくるような新潟県の一民家が持っている江戸時代の古文書などになんの意味があるの？ という反応なんです。要するに教科書に出てくる「正史」的なものが正しいという思い込みを学生達が持っているようです。

続けてレポートを読みますと、「社会科や国語などは『資料』というものをを用いることの多い科目であり、このへんが人々に強く影響を与えているのではないかと考える。資料保存活動の重要性の認識をおしあげるには、いかに表現するか、という広報としての役わりが大きいのではないか。ローカル放送や地方紙などは、全国的な事柄に追従するだけでなく、こうした地域性のある活動を（何とか一般人うけしやすくして）報道すると良いのではないだろうか。やはり、学校の社会科の影響でか、『史料』ってのが退屈だと思われるふしがある（かつて、また今も少し自分もそう思ってしまう）」と。つまり学校で習った、受験を意識したかどうかは分かりませんが、社会科だとか古文だとか漢文とか、そういう授業がつまらないので歴史ってきら

いて思っている人達が多いという指摘だと思うのです。

続いて、「史料は、そうした意識の低い人のところにもあるわけだから、（メディアが助けてくれるなんて非現実的なことを考えるより）、まあ私は教育を専攻するわけだから、うまく学校教育と連携をとれないかなと思うわけですよ。もっと言えば、保存史料の発表場所を『学校』に求めてもいいわけだし」、というのは、この本には、地域の生涯学習施設で発表しましたとか、公民館を使いましたとかという話が出てくるので、そういう地元の人を交えた報告会なんかは学校でやらどうなの？ という提案なんですね。「（この長期休暇に母校に帰ったら総合学習とやらで地域性のある資料もちいて発表している人もいた。うまくやるもんだ。）、と思うのです」というような、完全に否定しているわけではないのだけれど、おそらく学校教育で受けてきた社会科なり、歴史なり、国語なりの印象がよくなって、あるいは教科書に書いてあるものが正しい歴史だと思い込むから、ローカルな地域の「教科書に出てこないようなこと」を誰が関心持つの？ という反応なんですね。

それで、次もまた別の、これは半年間終わった後の最後のレポートに書いてもらったものです。

「私は教育学演習の授業を通して、越佐歴史資料調査会の活動の重要性は十分に認めてきた。地方に散逸し、やがては消滅してしまう可能性のある地域の歴史を拾い集め、体系化して後世に残そうとする活動には非常に大きな意義がある。しかし、自分の意見として繰り返し述べてきたこととして、彼らの活動が一般の人達に認知されなければ、その活動は存在しないことと変わらず、彼らのまとめた貴重な地域史の内容も何らの重要性を有さないのではないかという懐疑を主張してきた。つまり、どのようにして彼らの活動の成果を保存していくのかということである。学校のカリキュラムへの反映、総合的学習の時間の中に導入、課外活動として参加させる、幼稚園や保育園での紙芝居などに取り入れるなど様々考えてきたが、特に有効な手段も思いつかなかった。しかし色々調べていくうちに、最近大規模な美術館や博物館を中心に進められてきた『デジタルアーカイブ』という資料保存の方法に注目するようになった。『地域資料デジタル研究会』という機関が中心となって、山梨県ではこのような活動が展開されている」として彼なりにいろいろ考えて、デジタ

ルアーカイブにすれば色々な人からアクセスしやすくなるのかな、ということの後半に書いています。

それから、批判的な子は「授業で文書館についての多くの文献を読んでいったが、最初は正直なところ、馴染みがなさ過ぎたせいだろうか、全くとっていいほどに興味を持たず、文献の中で記された多くのエピソードなどにも、一歩引いて少し冷めたような気持ちで文献を読んでいた」とあります。ですから私がこのテキストを教科書に指定したこと自体がかなりミスマッチで、社会学部の中の教育学専攻の学生達で、学校教育に対する思い入れが強いので、どんな話をしてもすぐ学校教育だとか総合的な学習の時間に結び付けてしまうというのがあります。それから、古文書に触れたこと、見たこともないし、博物館にもほとんど行ったことがない。「文化財ってなに？」という世界です。小学校の遠足で動物園には行ったよねという人達がこの大学の平均的な姿です。

最終回の授業では5、6人のグループに分けて、ディスカッションさせました。そしてそのあと、プレゼンテーションを1班5分と制限してやらせたのです。全部で8班あったのですが、1班から3班まで紹介しますと、その本には、例えば地域の何々さんがしてくれたというような個人名が出てくるわけです。それに対する批判がけっこう出て、「個人名をたくさん出して、地域雑誌のようだ。自己満足、内輪的」。自己満足だとか内輪的というのは毎回のように学生から批判があがっていたことです。そういう自分達の調査会が何をやったかとか、地域のおじさんがこんなことをしたとかいう話ではなくて、客観的に歴史資料として調べた文献の中に何が書いてあったのかを書けという要求なのですね。そうすると、「教育学演習」で社会教育の授業として私を取り上げている意味というのは全く理解してもらえなかったわけです。今まで、研究者が研究のために資料を利用するという、それに対する批判というのは日本史の研究者ならたくさんあって、網野先生もそのあたりずっとご苦労されたと思うのですが、大学生、今、2回生の子達ばかりですが、大学の2回生にとっては地域の人達とどうやって資料だとか文化財を共有するか、それから地域にどうそれを生かしていくか、という活動が全く理解されないで、古文書を読んで出てきた結果を教科書みたいに書かないとだめだという、そういった意識なのですね。

それから「社会教育に興味を持たない。図書館など

身近なところから知っていったほうがよかったのでは」といった意見。博物館や文書館はまったく知られていないのですね。それから「参加者に若い人が少ない」というのは確かにおじいちゃんの話も出てくるのですが、大学院生や、大学生も参加しているので、書かれているはずなのに、そう受け取ってくれないのです。「若い人の意見がたくさんあると同世代の視点から身近に感じられたのでは」と。それから2班は「テキストが面白かった人は5人中1人。面白くないと思った4人は、『専門的なことには興味を持たない、身近でないのでつまらない』」などです。実はここの大学でもう4、5年教えているのですが、ここ1、2年、学生たちは教育学、学校教育には興味があるようです。それから教育産業での教育には、自分たちも実際に教えたりしているので、興味がある。けれどもいわゆる文化的な、私たちが学生時代だったら少なくとも、例えば文学を知らないだとか、歴史を知らないだとか、恥ずかしいから知らなくても知ったかぶりをする、というのが大学生の行動パターンでしたが、今の学生は、知らないことは「知らない、つまらない、興味ない、こんなのやって何のためになるの」という言葉を平気で口にします。割と古いタイプの学生で、自分と同じ文科系の学生が、そういうふうには知らない、つまらない、と言ってしまうことに驚いたし、ショックだったと言ってくれたのですが、圧倒的多数は、「そんなの俺たちに何の関係があるの」という話でした。かつての教養的なものを知らなくて当たり前だし、そんなもの何の意味があるの、と堂々と言ってのけてしまう。そんな世代になってきていると思うのですね。「身近でないのでつまらない」もそうです。

それから3班は「テキスト1冊、最終的に本音で興味を持たなかったで一致した。活動については知ったつもりでいるが、行くかと聞かれると行かない。文書館があるかどうか分からない。知名度が低いのではないか。古文書ばかりで、解説がなければ興味を持たない」。クラス中ほとんどがこういう意見で、かなり私は落ち込んだのです。ただ、彼ら彼女らが能力が低いかと言ったらそうではなくて、例えばプレゼンテーションを各班5分でやりなさいと言うと、きっちり時間を守って、堂々と意見を言う。それから昔だと前に来てしゃべるといって男の子の班が中心だったのが、このクラスは半分くらいの班は女の子が代表としてちゃんと前に出て立派に発表する。だから彼ら彼女らの能力

が低いわけではなくて、何に価値があるかという価値観がおそらく急激に変わってきていると思うわけです。

そうすると博物館の世界に生きている人達は、そういう若い世代の関心の変化に気づいているかどうか。おそらくここにいらっしゃる若い方々は文化財のことをやりたいと思って入ってこられるので「え、そんな子いるの?」ということになるかと思うのですが、一般の学生はおそらくそうなのです。これは笑い話なんですけれども、私のところの子ども達も、全く私の仕事を理解してくれなくて、ただ変わったことをやっていてそれで生活できるならいいんじゃないの、というぐらいの判断です。先日、井上さんも含めて日本社会教育学会でラウンドテーブルをやって、その時のテーブル起こしを家でやっていたのです。それを聞いていたうちの次女が「そんなことやって楽しいの? そのサークル何人いるの?」と言いました。すごくマニアックな、カードゲームで遊んでいるオタクサークルとでもいうように、「何人いるのそのサークルは?」と言われると、10本の指ぐらいはいるのですけど。つまり博物館や文化財に興味を持つのは非常にマニアックなオタク的な世界に感じられている。うちの娘は口が悪いので、もう弾丸トークでバーッと行って、これ録音しておくで絶対面白いっていうことをいっぱい言うのですが、「年寄りになるとそんなことに興味をもつね」などと言われてしまう状態で、とても悲しいのですが、それが世間の風潮なんだろうと思います。

#### 4 博物館を取り巻く現状 (その2)

##### 指定管理者制度の導入と女性雇用の問題

###### (a) 指定管理者制度導入の「暗」の部分

次に「博物館を取り巻く現状 (その2)」ということで、指定管理者制度の話にいきます。指定管理者制度の話自体は、あちこちで話していますので、少し違う視点で今回は用意しました。たまたま今年度、学内で共同研究をやって、ジェンダーのことを取り上げたものですから、今回は指定管理者制度と女性の問題をからめて報告させていただきます。指定管理者制度導入の「暗」の部分は、さっき井上さんもおっしゃっていたのですが、人件費の切り下げや不安定な専門職雇用の中で、その指定管理を継続して取っていくためには、仕事量はどんどん増やして、こんなこともやります、あんなこともやります、というふうに右肩上がりです仕事量が増加していきますし、指定管理を取るために、

次の公募書類を書いていかなければいけないわけです。指定期間は3年から5年が大半で、従来、財団雇用であったプロパー職員を、指定が取れなくなったら解雇せざるをえなくなったり、あるいは全然違う職場にまわさなければいけなくなったりする。それから給与や退職金が保障できない。民間事業者が参入した場合でも、専門職はたいがい契約社員で、指定期間内の有期限雇用になります。

それから女性という視点で見ると、従来の直営の館や管理委託制度—財団などの自治体出資法人が管理を受託していた場合でも、受付や監視といった業務の多くは業者に委託されていて、そのスタッフの多くは女性です。美術館の展示室の隅でひざ掛けかけて座っているのは、ほとんど女性ですね。この傾向は指定管理に移行後も変わらず、さらに指定管理者に応募する際の、経費削減の対象は人件費に集中しがちだと思います。学芸員さんの給料も下げられるけれども、ミュージアムで労働している、非常に低賃金で不安定な身分で働いている女性達はますます厳しい立場にさらされると思います。

###### (b) 指定管理者制度導入に際して生じた、女性雇用の観点から見た「明」の部分

逆に、指定管理者制度導入に際して「明」の部分、明るい部分はないのかということ、1つは女性という観点から言うと「男女共同参画の取り組み」が指定管理者公募の際に選定基準になる可能性がある、というのが出てきます。鳥根県立三瓶自然館は、公立博物館の中でもっとも早い時期に指定管理に移行して、その募集に際しては事業計画書の「実施体制及び組織について」の項目で、「男女共同参画の取り組み状況」を書きなさい、というのを県側が要求してきたんですね。そのため、従来からの管理運営受託団体だった(財)三瓶フィールドミュージアム財団が提出した「事業計画書」には以下のような「男女共同参画の取り組み状況」の記載がなされました。一応「方針」としては、「男女の雇用機会均等を基本に採用及び職員配置を行います。女性の企画立案部門への配置や、各部署やグループのチームへの積極的登用を進めます」とあくまでも目標が書かれています。「現在の状況」としては48名中女性職員は21名。40%を超えていると書かれていて、確かに館に居られるのですが、女性の多くの部分は、お客さんに接する展示解説員的なスタッフが多いと思われます。

また、この財団の事業計画書への「男女共同参画の取り組み状況」の記載は、各自自治体あるいは国レベルで、談合の発生に対して、近年、入札改革が行われているのですが、その中で可能になった「総合評価型入札」の考え方に通じるものと言えます。「総合評価型入札」というのは、今までの入札では価格が安い札を入れた業者が仕事を取ることができたのですが、価格だけではなく、価格も考慮しますが、価格以外にいくつかの要素を総合的に評価して、発注者にとってもっとも有利なものを落札者とする入札方式です。有名なところでは神奈川県立近代美術館の葉山分館ですけれど、あそこはPFIで作ったのですが、総合評価型入札で、落札者は一番安い金額を入れたところではありません。

総合評価型入札のメリットは、一つは談合に対する防止策。お金だけだったら簡単に談合できるのですが、総合評価型では細かいところまで全部調節しなければいけないので、談合は非常に難しくなります。

それから2番目のメリットとしては、公正労働問題への対応としての有効性があります。下請け業者を不当に安い値段で使っていないかという、労働条件を考慮することができるというのですね。武藤さんは総合評価型入札の枠組みの中に、環境、福祉、男女共同参画、公正労働条件などの社会的価値を判断基準として組み込む「政策入札」の考え方を提唱されています。

ただ武藤さんは、企業の従業員が男女同数であるからといって、共同参画を達成しているとは一概には言えないと指摘しています。下っ端的な仕事は女の人ややって、管理職は全部男だとか、専門職は男で女の人はいつでも代替可能な職種というのでは困りますね。武藤さんが考えたこのシミュレーション案では、女性雇用の状況の指標として、(1)女性管理職の割合が10%以上、(2)従業員平均給与の男女格差の比率が20%以内、を上げています。同じく武藤さんの本では、福岡県福岡町の「福岡町男女が共に歩むまちづくり基本条例」を取り上げ、町との契約を希望し業者登録をする事業者等に対して、男女共同参画の進捗状況の届出を義務付けている例が紹介されています。具体的に例えば、育休を取った人が男女それぞれ何人いるか、といった細かい指標を業者に申告させて、それをクリアしないと入札に参加出来ないというシステムを作っています。指定管理者制度は色々悪いことばかり言われますが、もし明るい面が出てくるとすれば、公募に際してさまざまな、こういうことを担ってほしいという条件を入

れることができるというのは、1つプラスの部分かと思えます。

## 5 学芸員資格高度化を考えるにあたって 学芸員資格高度化要求の背景

「学芸員資格高度化を考えるにあたって」ですが、なぜそういう高度化要求が出てきたかの背景なのですが、一つは館種を問わず、現在の学芸員が研究職にふさわしい待遇を受けていないことに対する不満、これが根底にあると思います。それから2番目に、よく現場の学芸員さんに言われるのですが、指定管理者制度の導入に伴い、取得が容易な現行法下での学芸員資格を持った経験の浅い人物を、指定管理者となった民間企業が雇用することに対する危惧・不安がある。要するに私達のような私立大学が学芸員資格を乱発している。それで、ミュージアム業界に参入しようと思っている民間企業が自分達だってちゃんと指定管理者になった時のスタッフとして、学芸員資格の有資格者をそろえていますと言って、行政の方だと学芸員がどういうものなのか、実際の養成システムがどうなっているのか知らないで、「資格持っている人がこれだけスタッフとしているのだったらOKだね、価格安いしこっちにしよう」と決める可能性があるのです。そのことを考えると、単に資格を持っているだけでは困る。指定管理者制度で民間企業が実際に入ってきたときに、安易な学芸員の資格乱発は困るという動きはけっこう大きいと思いますし、おそらく文科省がつくった検討協力者会議でもそういった話は出ていると思います。

ただ問題は、その研究職にふさわしい待遇だとか、安易な資格取得はだめだ、という気持ちはよく分かるのですが、実際にはミュージアムの存立基盤そのものがすでに脅かされているということだと思います。芦屋市立美術博物館の問題は大変有名になったわけですが、2004年に美術史学会・文化資源学会・兵庫県立美術館が共同でシンポジウムを行いまして、「美術館・博物館はなぜ必要か？」というシンポジウムを作らなければいけなくなったのです。この時の参加者からの質問で、「美術館は、美術史のみに回収されるものではないと思いますが、学芸員の中にはそれを自明としてしまっている方がけっこういます。今の美術館がこのような状況にさらされ、シンポジウムまで開かれるというのは、つまり今までの美術館は美術史の人が運営し、作りあげてきた、だからこうなってしまったのでは



ないか、ともいえる気がします。美術史の人だけを相手にするとすれば、今の美術館は明らかに供給過多であると思います」と言われているのです。そうすると、学芸員資格高度化といっても、例えば美術史に詳しい人だとか、生物学に詳しい人だとか、日本史に詳しい人だとか、そういった資質が必ずしも求められているわけでないということ。個別専門分野の資質を否定はしないし絶対必要だとは思いますが、それだけではおそらく通らないでしょうし、検討協力者会議の人たちも割とそういう論調で言われています。

## 6 女性学芸員の実態調査のまとめと提言

たまたま今回、学内の共同研究で「ミュージアム関連女性専門職のキャリア形成と課題」というのをまとめました。現職の学芸員さんや学芸員に結局なれなかった人たちを女性を中心にインタビューをして、その結果をまとめたのが、長く括弧で囲んであるところです。ポイントだけご説明します。第1は、これは調べてみるまで分からなかったのですが、子供を持っている女性学芸員が極めて少ないらしいのです。これはしっかり調査をしたわけではないので言い切るには不安がありますが、誰か子持ちの専任学芸員を紹介してください、というところほとんどあがらないという状態なのです。これは本当にびっくりですけれども、どうも子どもを持つことが非常に難しいらしい。私がインタビューした中で、最年長の濱田淑子さんは、東北福祉大学の芹沢銈介美術工芸館の学芸員さんですが、東北大学の美学美術史系の教室の助手をされていたのです。そこはX線で文化財を調査するのがコースの売りで、X線を扱うという性質上、妊娠したときに辞めざるをえなかったということです。それから高木叙子さんは滋賀県の方ですが、子どもを持つつもりだったけれども、現実には忙しくて子どもなんてとても持てなかったということで、一つは出張が多いということと、展示会の前の一時期にすごく多忙になる。それがどうも子どもをつくれな原因になっているようです。

それから第2に、ミュージアムにおいて女性管理職が極めて少ない。なぜ極めて少ないかということ、管理職になるような50代とか、今、嘱託館長をいれると60代の男性は残っていらっしゃいますが、50代というのはそもそも専任で学芸員に採用された女性がほとんどいないわけです。福岡県の美術館で初めての女性学芸員になった川浪千鶴子さんは、九州では女性学芸員の管

理職はほとんど例がない、と語られました。私よりも上の50代くらいの方だと結局、能力があっても女性だからということで専任採用されなかったのではないかとということが調査から浮かび上がってきたわけです。そうすると女性管理職になりうる人が、そもそも長い年月勤めていなかった。だから管理職に登用したくても人材がないというのが現状です。50代の、モデルとなる女性管理職がいないと、今の30代、40代の人がこの先、役割取得がしにくくなります。

さらに問題になるのが指定管理者制度の導入で、高木さんの館でも財団が指定管理者になったのですが、県100%出資財団への委託から指定管理へ移るときに、給与モデルを県側から示されたそうです。高木さんは4代になったところですが、館内では最年少で、以後採用がストップしているのです。ということは40代、50代で館員が構成されているので、それに相応しい給料が県側から示されなければいけないはずなのに、モデル案としては20代が2人、30代が1人というように各年代にバラけて提示された。つまり他の業者も入ってくるかもしれないから、若い人を使えば人件費が安く抑えられる。そういうモデル案を県から示されてしまうので、従来の財団のような給料は確保できないという問題が出てくるわけです。

高木さんの旦那さんも研究所に勤めていらっしゃるのですが、「研究所でも43歳の自分が1番年下だ」ということで、文化財関係の職種がほとんど、埋蔵の分野が一番顕著だと思うんですが、新規採用がストップしてしまっている。男性も、頑張っても管理職にあがれないし、お給料も増えない。それからもっと大きい問題は、20代の人を採っていないので、今の40代の人が高齢になって辞めてしまったら、技術はどうやって継承するのか。これは埋蔵や文化財の分野で最も深刻な状態だと思うのですが、新規採用をストップして技術が継承していかないという問題があります。

第3は教育普及の問題ですが、教育普及というのは女性向きの仕事ということで一段低い分野と考えられてきました。先ほど、井上さんが国立の館だと教育普及で採っている方もいるとおっしゃっていました。たまたま今回インタビューした中で国立館に教育普及担当で採用された方がおられるのですが、教育普及の仕事はごく一部で、ほとんどが広報担当だったそうです。博物館のチラシやポスターを作る手配をするとか、館内の表示を替えるなどの仕事を中心だったというお話

でした。今のようなご時勢では、小学校が週5日になるなど、教育普及担当者の仕事がクローズアップされて、特に指定管理者制度が導入されると積極的に、例えば学校にいろいろな授業をしに行ったり、教育普及担当者の館内での存在意義がアップしてくる。それから九州の川浪さんですが、「現代美術、教育普及という関心は、当然美術館運営や経営といった美術館論につながっていく」と。だから美学美術史の狭い分野にこだわるのではなくて、教育普及ということで館外の人と接していく中で、美術館とはどうあるべきなのか、生き残りも含めて美術館の経営のあり方を考えざるをえなくなる。そうすると運営・経営に関わる問題ということで、教育普及の持つ意味がアップするというわけです。

この私の報告書の中で、博物館法改正の動向を意識して2つの提言を書きました。これですべてではないのですが、ジェンダー論からいくとこのような感じですが。「第一に、現在及びこれからの学芸員に求められる資質は、個別専門分野の狭く深い知識だけではない。学芸員資格の高度化、二段階化を導入するにあたっては、ミュージアムが現在、社会の中で置かれている状況を的確に認識し、社会的使命感とコミュニケーション能力を伴った『専門職』を養成すべきである」。つまりタコソボ的な学問の専門家だけではダメで、社会的に、特に若い人達を中心に「博物館って何？ その古臭いもの何？」という人達に対してどう訴えかけるのか、というのを考えなければダメだろうというのがあります。

それから、「第二に、女性を中心として、アルバイト・非常勤嘱託等で働く人たちに専任として雇用されるルートを保障しておくことである。特に女性は、出産・子育て・介護などで、働き盛り・成長盛りの時期に学業・研究や仕事のペースを落とさざるを得なくなる確率が高い。子育てや介護は、当事者の女性だけでなく、社会全体で担うべき課題であることは言うまでもないが、生涯教育の理念に照らしても再チャレンジの機会を学芸員養成制度の中に保障すべきである」。

最近ちょっと論調が変わってきましたが、検討協力者会議ではじめの方で出てきた試案は、明らかに大学院を持っている一部のトップエリート的な大学で、生態学だとか、美学美術史、日本史などを学んだ人が、プラス、博物館の現場での経験を積んで学芸員になっていく、エリートコースが描かれているわけです。け

れども今回私がインタビューした中でも、アルバイト採用から始まって十何年かかってやっと館の嘱託になったという方がおられます。その方は教育普及を担当されているのですが、在日の女性なので、様々なハンディを背負っていた。それでも博物館で働きたいというのがあって努力されたわけです。ですからエリートコースだけを描いていたら、やはりなにか不具合が生じるのではないかと思います。それで、最後に書いてあるように「今後の学芸員養成には、内と外から日本のミュージアムを変革する人材の養成が求められている」と思うわけです。

## II 博物館学の方向性

最後に博物館学の方向性についてですが、これは私自身が、当事者でもあるわけで、非常に言いにくいことです。現状の問題点では、いわゆる「博物館研究」という面で考えるとあらゆる方面で人材不足だと思います。それから私自身発表している論文みたいなものに対しては、これは論文ではないとか、私が論文を発表することによってさらに博物館学を墮落させているという批判を言われることがあります。至らない点もあるでしょうが、本人がやる気を無くすような批判ばかりをされるよりは、「こういうところは悪いけれどここを直して頑張れ」というような生産的な批判をして欲しいな、と私は思うわけです。なかなかいい意味での対話、先ほど井上さんがソクラテス的な方法と言われましたが、そういうことができない環境がある気がします。

それから現場の学芸員さんは有能な方が多いのですが、公務員だとか財団職員というのは非常に縛りが大きくて、飲み会の席などではかなり色々なことを言われるのですが、いざこういう場で話してほしいとか、論文を書いて下さいと言うと遠慮される方が多いのです。専門分野の生物学についてとか、日本史についてだといくらでも書かれるけれども、博物館について経営の問題だとか指定管理者制度の問題というのは公務員であるがために、言いたいけど言えないというように、抑制されることが多い。これは非常に不便なことで、逆に公務員の方から、私立大学の教員はいいね、好きなこと言えて、と言われますが、そのとおりだと思います。

それから学芸員さんはやはり、個別専門分野に帰属

意識を持つ方が非常に多いので、「博物館研究」というのは一段価値の低いものとみなされるし、博物館関係の学会はまったく相手にもされていない感じだと思います。

また、学会の問題として私が思うのは特に査読の問題で、偉い先生は若いころには書かれたのでしょし、最近でも他の媒体に書かれているのかもしれませんが、私としてはどういう論文を書いたらいいかわからないのです。お手本・モデルがない。論文を投稿すると査読に出されて、そこでずいぶんと叩かれ、こんな論文じゃないとか色々書かれて返されてくるのですが、じゃあその査読をしている人はどんな論文を書いているのだろうか。日本史の論文は書いているかもしれないが、博物館の論文を書いているのだろうか。そういった疑問がかねてからあるのですね。

それから文系と理系が相乗りの学会なので、特に理系の方が私の論文を読まれると、「仮説検証型じゃないからこんな論文じゃないよ」とか。「こんなの、地元のローカルな同好会の会誌に書けばいいんじゃないの」というようなことも言われるわけです。だけど、仮説検証と言ってしまうと、文科系の多くの学問は終わってしまうのではないかと私は思うのですが。

それから理系ばかりいいように言ってしまうと、文系でも文化人類学とか先進的な分野ではあると思うので申し訳ないのですが、博物館関係や社会教育もそうなのですが、非常に遅れていると思います。オンライン化に遅れていて、理系だとオンラインジャーナルで論文をダウンロードして読めたり、文系でも例えば日銀や農林中金のワーキングペーパーなど、経済学・財政学の分野だとかなりの部分がオンラインで、しかも無料で読めるようになっているわけです。それを考えると今の若い人は、すぐにgoogleで検索したりして、いちいち学術雑誌をコピーとって読む、という時代ではもうなくなってきているのではないかと思うわけです。そうすると学会として、例えば行事をやっていますというような広報1つとっても非常に遅れている。生態学会だと大会発表の申し込みから大会当日に使用するスライドから、全部インターネット上で処理し、査読もインターネット上でやれるようになってきている。ところが社会教育や博物館学関係は非常に遅れている状態なわけです。堆積学だと、もう査読者を公表するのだと自然史系の学芸員さんが言っていました、文理

の差がありすぎるのではないかと思います。

一方で、「博物館学」プロパーよりも周辺分野の研究者がおもしろい研究を発表していると思います。松宮秀治さん、荻野昌弘さん、山下雅之さん、そして福田珠己さんや能登路雅子さんなどの研究者がいらっしゃいます。また、医学部の方が人体の展示、遺体の展示をどう扱うか、死体や臓器を展示するときの倫理問題を、イギリスの例などを調べて書かれた論文がネット上で公開されています。ざっとしか見ていないのですが、他分野のほうがレベルの高いものを、しかもリアルタイムでオンライン上に公開しているというのは非常にショックだったわけです。今ある「博物館学」というのは現場からはほとんど無視、黙殺されています。民博におられる吉田憲司さんも「そろそろ博物館学を真剣に正面に据えた学会組織ができていいころだと思うのです」と。つまり今までの博物館学会というのは学会と認められていなくて、博物館というものを相対化して見る学会、いろんな領域にまたがる、つまり社会学や文化人類学などの分野を横断する学会を作ったというのを平気で言われているのを見て、私はやっぱりショックでした。私たちの「博物館学」は全く箸にも棒にもかからないと言われたわけで、まったくその通りだと思います。

個人的には、今後必要になる分野は、ひとつは井上さんのような方は本当に稀で、博物館を取り巻く法制度研究はほとんど行われていない。ましてや海外との比較研究はほとんど行われていない。それは日本のこの分野の研究者が私も含めて、語学が苦手だからではないかと思っています。自分のことを棚にあげて言うならば、法制度研究、特に比較研究、それから歴史研究。歴史研究は、部分的に例えば明治維新前後などはわりと研究されているのですが、それ以外の時代の研究は進んでいないと思うのです。海外の博物館史研究も非常に遅れていて、私いつも博物館学の授業で教えていて、これって本当なのかなと。間違っているのもありますよね。「ニューヨーク自然史博物館」というのは無く、ニューヨークにある「アメリカ自然史博物館」なのに、「ニューヨーク自然史博物館」と書いてあるとか。おそらく早い時期にある有能な方が何冊か博物館学の本を書かれて、後の世代の研究者は、それを孫引きしているのではないかと。だから同じ間違いをしたり、どの本を読んでも同じことしか書いてないでしょう。やはり比較研究を含めて歴史研究はもっとさ

れるべきだろうと思っています。

もちろん現場の方に言わせれば、博物館資料論が大事だとか、様々な意見があるのですが、現場の実践的な仕事から少し離れて言うと、法制度研究、歴史研究が必要で、それを比較するというところが弱い。やはりもっと海外と交流し、海外でどういう研究が今なされているのかも知るべきだと思います。いわゆる教育理論として海外の博物館でどういった博物館教育がなされているのかを熱心に紹介される有能な方もおられますが、本当にごく一部だと思います。それはまずいと思いますね。私個人は、今、財政問題に興味を持っていて、なぜ日本にこれほど多くのミュージアムがわざわざ「箱」として建設されたのか。でも中身は整わないままになっている。しかもそれが潰されようとしている。そういうことに個人的に興味を持っています。

課題としては、博物館研究の方法論の問題があります。私は「博物館学」なんてとても恐ろしくて言えないので、「博物館研究」ですが。博物館研究というのは社会教育と同じで対象学であって、方法学ではないわけです。社会学とかだと個別の方法論を持っているわけですが、「博物館研究」には方法論がないわけですから、どうしても方法論が確立している分野の手法を真似しなければならない。例えば心理的なアプローチや社会学的なアプローチなどを借りてくることになりま

す。それから担い手側の問題、研究者養成側の問題。これは学芸員養成ではなく、博物館のことを研究する、博物館研究の担い手の養成機関のことを言っているのですが、まず指導する側が博物館研究の論文をたくさん公表して、サンプルを提示するべきだと思います。それから今後オンライン化がどんどん進んでいくし、若い人はまずインターネットから入りますので、若い世代に情報が届くようにネットで発信することが必要だと思います。若い人達が、大学の4年生だとか、大学院に入った頃に博物館の事を研究したいと思って、まず、ネットで検索するわけですから。それから雑誌でも、いわゆる学会と銘打つところの広報は弱いので、私の書いたものなどは、ほとんど誰も読んでくれないだろうと思っています。これはやはりインターネットに打って出るしかないだろうと思うわけです。とりとめもない話になりましたが、とりあえずここで。

浜田：どうもありがとうございました。井上さん、瀧

端さんのお二人に、学芸員を養成する立場から、普段の博物館学とは違う角度でお話いただき、なかなか示唆に富むものが多かったのではないかと思います。それから1つだけ、瀧端先生のレジメのお名前の下に書いてあるホームページアドレスについて紹介をしていただけたらと思います。

瀧端：ホームページではなくて、ブログなら簡単に作れるということで、今年の夏頃から「ミュージアムの小径」というブログを作りました。博物館法改正の問題もあって、私立大学の学芸員養成課程の先生が書き込みを下さったり、全然お会いしたこともない大学生で、学芸員になろうとしているけれども、今回の法改正で、自分たちは資格が取れなくなるのだろうかというような書き込みもあって、少しは作って良かったのかなと思います。でもブログなので単発的で、書いたのもどんどん奥に行ってしまうのでホームページを作りたいと思っているのですが、まだ実現できていません。博物館法改正の問題など、皆で議論をした方がいいと思います。情報が明らかにされてないし、私たちは業界に入ったから日博協がどうのとか、全博協がどうのとか言えるけれども、業界に入る前まではそもそも「何その団体は？」でしたから。若い学生さんが博物館に興味を持って調べようと思っても、アクセスする方法がなかなか、なかったと思うんですね。だから市販誌にいつてしまうことがあったと思うので、いろんな人がホームページを立ち上げて、どんどん情報発信をしていったほうがいいんじゃないかと思っています。

浜田：まずお二人の発表の中でご質問があればどうぞ。もちろん大学院生の皆さんからも、ぜひ質問をお出しいただきたいと思います。

福田アジオ：お二人の先生に答えていただきたいのですが、学芸員課程のカリキュラムでの博物館学という授業科目とは別に、学問体系としての博物館学があるべきだとお考えでしょうか、その辺がお聞きしたくて。その場合カリキュラムといいますか、大学の学芸員課程でやっている博物館学というのは何なのかという問題が出てくる気がしますが。

瀧端：正直、その博物館学をやるべきか、というのは

分らないですね。私自身の興味としては、わりと吉田先生とかと近くて、博物館というものを相対化しようと。だからさっき私がここで挙げた他の分野の研究者のほうが生きて生きている、博物館を相対化する視点に立ってらっしゃるからなんですね。だから個人的な興味としては、明らかに私は狭い意味の博物館学ではなくて、博物館とは何なのか、博物館そのものを研究対象にしたい。そういう立場です。ただ博物館学がいないかって言われると一応今、現行で日本博物館協会があって、博物館法があるといった、最低限の例えば「博物館ってこういうものなんだ」とか、博物館がこういう活動をしているとか学生達に教育として教える必要があると思います。

それといわゆる展示だとか修復だとかいうところがあるんだらうな、ということです。だからお答えとしては、博物館学と言うけれども、狭い意味での博物館学に留まらないで、博物館そのものを相対化して批判していくような博物館研究。それは展示の偏りとかそういうものを指摘していくものが必要なかなと思います。

**福田：**それが結局は、大学のカリキュラムや博物館法などに規定する博物館学にどれだけ有効に跳ね返ってくるのかということなんです。授業の博物館学に生かされていかないと意味無いですよ。博物館学は学問としてまだよく分らないということもあるし、なかなかカリキュラム上の博物館学には繋がっていかないということもあります。学問としての教育学と、教職課程の教育原理の間は関連したものがあるような気がするんです。要するに教育学をやっている人達が気張って言っていることが教育原理にも出てくる。そういう点での博物館学というのと、大学の授業としての博物館学との関係がどういうふうに作られていくのだろうかということなんです。

**瀧端：**ひとつ言えるのが、私も実は博物館学というか博物館概論という授業を担当していますけれども、半期しかないんですね。博物館概論という授業が。そうすると半期ではとても教えきれなくて、やはり1年は欲しいなと思います。その中でいわゆる狭い意味での博物館学も教えるし、それから従来の博物館学を相対化するようなことも教えたいなという感じです。博物館学なり博物館概論という今のその授業設定の中で、博

物館学相対化なども教えられる。実際に私はそういうこともしゃべっていますので、それはコマとして博物館概論それから博物館研究とか、名前はなんでもいいんですけど、あればそこに教員サイドで盛り込めようかなと思います。

**福田：**素人考えで恐縮ですが、圧倒的に大学の授業の博物館学は体験談・経験談になる。私がチラチラみているという限りにおいてはですね。やはり私は何をやった、私はこういう展示をやったというところに自信とか、確信の基礎があるような気がします。それをどう壊すかが博物館研究なんではないのかなと思っています。私はこういうことに関わりなく、外から見るだけなのかもしれないけれども、博物館学が経験談・体験談の話に終始していたのではおそらく力にならないのではないか。そこで博物館研究というものが、大学のカリキュラムにおける中身を変えていくことになって初めて意味があるんじゃないか。

**井上：**だからこそ、そういう批判があったんですね、博物館学というのは学問なのかという。いわゆる個人的に、なんというか自分がこうやってきたからこれがいいという。それを語るだけで確かに学問なのか、といわれたら当然違うわけですよ。ただし私自身も自分が研究していることを例えば、博物館はなぜ存在しているのか、ということ肯定することをいいましたが、あれは自分なりにはしゃべってる。しかしそれが研究に値するものなのか、ということには正直自信はありません。

**福田：**余計なことをいってしまったかな。

**井上：**いえいえそういう状態にあることも事実ですね。その単なる小手先の技術論の人もいれば経験談をしゃべっている人もいます。実はそれで事足りている、あるいは終わっているという人がいることは事実だと思います。

**浜田：**福田先生がおっしゃるように、従来の『博物館学雑誌』を読むと、やはり論文と称しているものであっても、ほとんどが経験談・体験談であるというのはその通りだと思います。なぜそれが起こっているのかということ、先ほどの瀧端さんの報告にもありましたが、

分野に依拠してその上で博物館を語っている人が、日本にあまりにも多すぎるからだと思います。その結果が、現在の博物館学の停滞につながっているというふうに私は思いますので、先生のおっしゃることも正論だと思います。

**福田：**いや、私のは私の勝手な博物館学論。私は遠い昔、勤務先の大学で学芸員課程を作った。そこに博物館学担当の方を非常勤でお願いした。そのとき紹介された人についての推薦の言葉は、あの人は美術館、博物館のことだとかいろいろ詳しく知っているから、というものでした。知っているというのは、ようするに展示などについていろいろ書いておられるということです。そこで書いた文章を拝見するとだいたいが経験談。そういう方を博物館学の担当にお願いして、来ていただいたんです。それはずいぶん昔の話なので今は違うと思いますが、けっきょくは博物館の館長経験がある人にお話が行く、あるいは現職の学芸員。今はだいぶ違うんですか？

**浜田：**今でもたぶん、その傾向は高いと思います。おそらく7割から8割は今もそうです。ただここ何年かで、ここにいらっしゃるような博物館学の立場から講義をする方が増えていきますので、あと5年か10年すればかなり変わってくるのではないかと思います。

**井上：**私も桃山で採用された時、その時の条件で「博物館学」しかつけてないんです。そんなの珍しい、そんな人いるの？みたいな。学内ではかなり議論があったようなんですけど。例えば美術史をやっている博物館概論を教える人達とか、そういう募集の仕方でもいいわけです。大学だと結構多いですよ。私は基本的に博物館概論担当で来て、後は課程を運営できること、というのが付いてきたので、本当に珍しいタイプで採られたんですけども。先生の場合は？

**瀧端：**うちの場合は学内事情ですが、前任者が辞められて、博物館学の授業ができる人ということだったんです。たまたま学芸員資格を持っていて、1本だけ博物館に関連する論文を書いていたんですね。後もうひとつは、社会教育関係の授業で非常勤の方の代わりにができることという条件があって、これも社会教育出身で論文を書いていたので。そうすると、大学が求める非

常に個別的な、社会教育とそれから博物館学の一部の授業を担当できる人という条件に合っただけのことなんです。ただひとつ思うのが、私なんて現場学芸員さんなどのいわゆる博物館界の方から全く相手にされない。要するに現場で働いたことないのに、どうして博物館のことが分かるの？ という。そっちの方が圧倒的に強いですね。

**浜田：**私の桜美林大学では、「博物館学」の枠で、しかも新規での採用でした。そういう大学は少しずつ増えてきているのは事実だと思います。ただ、私も現場で20年学芸員をしておりましたが、私自身も、現場で書いていたことは経験談・体験談だけじゃないかと言われると、確かにそういうところはあったのかなと耳が痛い思いがします。私がなぜ大学に移ろうと考えたかということ、先ほど瀧端さんがおっしゃいましたが、やはり公務員という縛りがあると、考えていても「書けない、言えない」ということが非常に多かったんですね。それを何とかしたいということもあって、あえて私学の道を選んだというのが私の場合、事実としてあります。

**田上繁：**私は日本近世の歴史の研究している者ですが、先程お話に出ていました古文書の件について発言させていただきます。遅れたために井上先生のお話は全部うかがえませんでした。先生のお話に関連して、私は、地域に残る古文書を素材として研究する場合、その地域の歴史を単に地域の歴史としてだけ捉えるのではなく、そうした地域の歴史事例から通史や通説を克服するような研究成果が出てくるものと考えています。その点を若手の研究者にも理解してもらい、地域の古文書調査の重要性を認識していただきたいと思います。そして、調査後、達成感というのでしょうか。その1つの成果として調査に関わった者たちが調査結果をまとめる必要があります。その研究成果を地域へきちっとお返ししなければならないことはいまでもありません。こうした何かひとつの成果としてまとめていく力が重要であり、それは、博物館学だけの問題ではないと思うわけです。

あともう1点、指定管理者制度に関する運営の問題についてお尋ねいたします。私自身長く古文書に関わってきた関係から、たとえば、古文書を博物館に入れたとしても、指定管理者制度のもとで運営される史料保

存機関では、寄贈や寄託などの形で持ち込まれた史料を積極的に整理、保存しようとする考えは出てこないのではないかと危惧しております。近年、デジタルアーカイブスが急速に発達し、現物がなくてもデジタルで古文書の内容を見ることは可能になってきました。そのため、デジタルに収めれば、原本を保存することすら不要であるとする考えも出てきています。しかし、そこには大きな問題があって、例えば原本は一紙ものを継ぎ足しているのに、デジタルでは一紙ものか継紙なのかまったく判別できない場合があります。紙の質や墨の濃淡などについても同様です。文字を含め原本でしか識別できない部分があり、原本保存という観点に立てなければ、今後、史料保存は大変なことになると思われます。

それからもうひとつ、地域には古文書サークルで学ぶ古文書の解説に長けたお年寄りの方が多数いらっしゃいます。ただ、読解力が備わっていくにしたがってマニアック的になって、多くは難しい文字が読めたということで終わっています。そうした彼らの力量を活かす方法を考えるべきで、各市町村では自治体史を書き換えるところがありますが、その編さん事業の一環として、史料集の原稿作成に参画してもらおうというのもひとつの方法かと思えます。そういうときに、博物館が主導する、あるいは教育委員会や編さん室でもできますが、古文書の原本をきちんと保存していくという姿勢を持つ必要があります。自治体史をまとめるというのは、何も通史や史料集を編さんするだけではなく、古文書を収集、整理して後世に伝えるということも事業の中に含まれていることを認識しなければならないでしょう。そのあたりの博物館の将来の見通しというのは、どのように把握されているのでしょうか。やはり指定管理者制度のもとでは、仮にそうした古文書が博物館に収められても、それを整理、分類するという余力はないように思われるのですが。そのような作業は、博物館の成果にはあまりならず、後回しにされて、結局は古文書が「死蔵」となってしまうのではないかと心配されます。

**井上：**それをどう評価するか、ということですか。

**田上：**ええ。そのためには、博物館学などの学問がどうあるべきかという問題に行き着くと思います。その点が図書館の司書や、学校の教職とは異なるところで

はないでしょうか。教職の場合は、教員になって教えられるだけの能力を修得するわけですが、学芸員は、展示を担当できる能力を養い、その展示を多くの来館者が見に来るという実績をあげなければならないということになるわけですね。それと、本来図書館のように入館料を無料にしてしかるべきなのに、なかなかそこまで行政サイドも追いついて行っていない現実があります。そういうトータルのことをどのように考えたらよいのでしょうか。

**井上：**要はそれがさっき申し上げた質を維持するために規制を強化する、ということに近いですね。指定管理者を入れることによってそれが軽視されて、危惧されてそれが評価されないということになれば、いいわけですね？ それを規制という形で入れておけば、こうこうこういう理由で評価しない、それが評価されるというのがあればいいんですが。正直今感じているのは、社会的に見てそういうことを評価する軸があんまりないような気がするんですよ、日本の社会において。

**田上：**それを評価するようなものとして成果を出さなければならぬ。

**井上：**そうですね。成果もそうですね。

**田上：**自治体史をまとめるときも、そこでしかできない、つまり、古文書を保存して整理、分類しているからできるんだという、何かプラスアルファのものが無いといけないと思います。これは必要じゃない、必要だ、原本を残してどうのこうのといっても、原本を残してきた博物館が、残していない博物館ができないことをできたという実態がなければ説得力には欠けるでしょう。差異化できる成果を生み出すような努力が、博物館でも必要ではないかと思えます。

**井上：**そうですね、そういうのが言えれば良いんですけどね。例えば、独立行政法人の評価の問題が結構あったわけなんですね。当初は入館者数が右肩上がりじゃないといけなとか、インターネットのホームページのアクセス数が右肩あがりにならないという。そうでないと独立行政法人が最後まで生き残れないとっていたんですけども。でも本当良い博物館、良い展示

というのはそれで評価できるのかというのはかなり言われるた事ですよね。昔入館するのに2時間、入っても人だらけで全部見るのにどれだけかかるかわからないという状態の特展を私は見ないで帰ってしまった事があります。今の客観的な右肩上がりの入館者数というのは、それが一番良い展示活動ということになるわけですね。しかし本当にそうなのか。みんな絶対違うって言うわけですよ、そういう風に評価されるのは。ですので展示活動、博物館のやっている活動も、もう少しいろんな見方もできるよという評価の基準も出していきたいという。それが指定管理者制度でも意識されるような評価制度になればいいかな、と思いますが。ただそれだけと言って、それだけのものを分ってもらえるのかなというのは僕はちょっと不安ですが。ましてただでさえ少ない税金を、分けてわざわざ博物館に落としてもらうということに、態度としてそれを訴えるということの強さというのは、どれだけいえるのかな、というのがありますし。それを感じてくれる、今社会にいる一人ひとりの人がどこまで感じてくれるのか。それだけ税金払っていいとってくれるのか。他の、例えば今社会保障とかこれだけ先細りになっている状態で、博物館に税金を落としてくれることを、納得してもらえるのかという、そこが難しいな、というのが今非常に感じているところです。

**浜田：**あと、COEポストドクターの丸山さんからよろしくお願ひいたします。

**丸山泰明：**丸山と申します。今もCOEの仕事で海外の大学における博物館専門職養成について少し調べています。インターネットでICOMやアメリカのスミソニアンサイトから博物館研究を行っている大学を調べたりしていました。そこで思ったのが、日本というのはかなり特殊な事例だということです。博物館法で資格を定めているというのは特異だし、学部レベルで養成しているのも特異です。世界的に見て珍しい事例なんじゃないかと思います。海外でも学部レベルの養成もあるんですが、だいたい修士レベルで養成を行っているのが一般的です。大学院で修士レベルのマスターの学位やディプロマなどをとっていることが専門職としての能力を評価する基準になっているようなものです。だとすると、いま、文科省で議論をしている、修士で上級学芸員の資格を、というのもまた海外の事

例とはずれた個別の進化の道をたどろうとしているのかなと思います。

海外では医者や弁護士もそうですが、大学院で専門職を養成するという仕組みになっていると思うんです。学芸員も学部レベルでリベラルアーツを学び、その上で、大学院で博物館専門職としての職能を身に着けるということになっていると思うんです。ところが、日本は学部で学芸員の養成をして、それをさらに高度化させて、大学院レベルで養成するという議論になっています。日本では今でも特異な状態にあるのに、さらに文科省の議論はまた世界の標準とは異なる特殊な道をたどろうとしているんじゃないか、と僕は思いますが、どうなんですかね？

**井上：**今ある制度から切り離された制度を作れるのか、という問題だと思うんですよね。ちょっと難しいんですけど、日本ってあまりそういうポリシーないですよ。専門職制度のポリシーってありますか？なんか見えて、例えばフランスではコンセルバトゥールという、中央政府がそういうエリート集団があって、それだけの鍛えられ方をするし、それなりの身分保障もするという中でそういう国がやります、というポリシーを感じるんですけど。日本の場合はなんとなく作って、その現実との妥協で、今の学部レベルでの不良があって、さらにそれを無視するっていうより、その上にまた構築するという流れになっている。まったく違うものをつくるっていうのは、今の社会で難しいですよ、特に博物館世界というのは、海外でやっているからこうやりましょう、というと妙に納得するんですよ。海外事例を出すと非常にこう取り入れやすいという。日本人の中でもさらに一番弱い集団かもしれないですよ。

**丸山：**欧米か！て感じですよ。

**瀧端：**結局、博物館というものに、どういうイメージを持つかという問題だと思うんですよね。つまりすごい専門職というのは、日本で言うと国立の館、都道府県立の館、政令指定都市の館などには、今の議論が当てはまると思うのですが、日本の博物館の中での圧倒的多数は小規模な自治体が持っているささやかな歴史民俗資料館とかですよ。この前、長野県の学芸員さんとお話した時に、博物館の学芸員が実は図書館だとか公民館とか公文書館での役割も果たす。要するに、



1人で何役もこなさないといけないような状態で、人材がないんですね。施設自体を維持するのにアップアップで、下手すると閉館されたりする状況の中で、国が今一律に議論しているような、学芸員資格の高度化は、地元の、現地の実態にはまるでそぐわない感じで。むしろローカルなレベルで言えば、博物館のことも分かるし、図書館のことも分かるし、公文書のことも分かるし、それから市民の活動にも参加できるというような、マルチな人材が求められるという。だからその国でひとつの統一した基準で全部当てはめようとするとう無理があると思います。今回の改正はかなり中央志向で、国立館や学芸員が十何人もいるような大きな館しか頭においてない気がします。

**丸山：**学芸員を国家資格として定めるというのは、本来中央集権的な体制を前提にしていると思うんです。博物館法の下にすべての博物館が入っているならば、良いか悪いかは別として、それはそれでシステムとして一貫している。ところが実際には、東京、京都、奈良の国立博物館は、いまは独立行政法人ですが、もともと文化財保護法の下に置かれていて、博物館法の下にはなかった。国立民族学博物館や国立歴史民俗博物館も大学に準ずる大学共同利用機関法人で博物館法の下にはない。地方自治体の博物館とかでも、たとえば東京都の江戸東京博物館のように、博物館法の下にはない博物館がたくさんある。フランスみたいに中央集権的にやるんだったら、国家資格として定めるというのはそれはそれで適応している制度だと思うんですが、日本は学芸員の資格は博物館法に基づいて中央集権的に認定しているけど、博物館自体は博物館法と関係なくみんなバラバラにやっている。学芸員資格と博物館の法的根拠がずれてしまっているから、うまくいっていないんじゃないかなと思うんですけどね。

**井上：**国立博物館は文化財保護法に基づいた文化財保護のための施設なので、それに別に資格で定められていませんし、彼らは学芸員だと思っていませんし、研究員だと思っている。

**瀧端：**博物館は何なのかというのは定義の問題で、例えばイギリスだと国立など大きな館もあるけれども、地方自治体が持っている、それこそ市役所の2階に入っていて、留守番のおばあちゃんが1人というような館な

どもある。小さな自治体レベルで見ると、ギャラリーと書いてあっても、非常にささやかな、夏のビーチの展示があって、展示室内に砂場があって、子どもが遊べるような館もあるという多様性があるので。そこに博物館研究の難しさがありますね。そもそも「博物館って何？」という統一見解が存在しないという非常に難しい問題なのですけれども。

**浜田：**あと、大学院生や卒業生から2、3ご意見いただければと思います。

**金田晋也：**マスター1年の金田と申します。無形文化財、例えばお祭りですとかが無形文化財に指定され、客がくるようになったから日曜日にやりましようとなった時点で、先ほど井上先生がおっしゃっていた通り、本来文化財として指定されたものが、精神的なものなどから若干ずれてしまうのだと私も思います。一方で文化財指定されたものは博物館資料の対象となりやすく、本来のものとは精神的にずれているその文化財が博物館資料としての価値をなくしてしまうというような現状というのは、どうお考えになりますか？

**井上：**まず、無形民俗文化財に指定されたお祭りなどの場合、正直文化庁の調査がかかるんですね。伝統文化課の文化財調査官というんですが、彼にインタビューしたことがあるんですね、「実際そういう事例があるのか？」というとき、実際あるそうなんです。じゃあそのときに、文化庁の指定ですから、もちろん文化財の質が変化しているわけですから、指定した当時と違うわけですね。じゃあその時点で「文化財の指定を解除するんですか？」と聞いてみたんですね。そうしたら「事実上できません」といわれました。文化財の質は決まっているからこれはある意味全然違うものになってるんですけども、現実としては文化財としての枠組みでは扱わざる負えない。ですからその「変化」を引用せざる負えない部分があるわけですね。ですからそれが良いかどうかっていう問題なんです。博物館資料としてどう扱うか、無形文化財を扱うことは難しいんですよ。だから学生さん達もそれは考え続けてください。それが良いか悪いか、というのは申し訳ないんですけど、後世の人が決めるしかないんですよ。今の人が決められる問題ではないと思いますので、投げかけで終わるという現実ですね。どうお考えになりますか？ほんとに、今日は3月12日ですが、旧暦、新暦

もあると思いますが。明治のあの時点で新暦に切り替わっているわけですから、江戸時代の旧暦と現在の新暦にしてもずれがある。それでももうすでにおかしくなっているんですね。さらに5月のGW中の日曜日になるとか、そういったことをやった時点で文化財としての質は変質してますよね。その日にやらないということ事態、お祭りとしても実はもう「ない」というわけです。だからそれが本当に良かったのかというのは後世の人が決めるとしか私としては言い様がないのかなと思います。有形でも無形いでもそうですよね、結局高松塚の壁の事件あると思うんですが、あれいつかはあなる事なんですよ。本当に。ただ、ちょっと早めてしまったかなあという気がしないでもないですけど。文化財の価値というのは、どう考えたらいいんだろう、というのがありますが。瀧端先生とか関係あるんですけど、エコミュージアムの「記憶の保存」という言葉があるんですよね。記憶を保存することがそういうことなのかは最近議論されていないようなんですが、記憶を保存することって、それは何を語らせられるのかという部分があれば、無形の価値というものもあるんですよね。その中でその変容ってどこまで認めていいのかという部分が、実はあるんですよね。それをどう考えるか。本当に答えは誰も出せないと思いますよ。調査官に言っても。しょうがないねとか済ませている。

**瀧端：**保存するためには地域で伝承されていくことが第一だから、お祭りがなくなってしまうくらいなら、日を変えてやるのも止むを得ないのではとしか今は言えない。ただあんまりにも変えすぎるとどうなるのかという。

**井上：**構成員も変わってくるし、若者の価値観も。それこそやってるお祭りの映像を、保存して、インターネットの上で残して置けば、やらなくていいという世界かも知れない。ただ、やっぱり一次資料の本物を残すという意味はあるはずなんですよ。それとの関係をどう残していくのか。本物を残すというのもどういうことなのか中々難しいんですけども。

**大宮耕一：**卒業生の大宮と申します。今回、特に話に出ませんでした。博物館にいる人といった意味で、最近ボランティアの問題があって、しかも館によってはボランティアの人達が学芸員に近い仕事をしている

こともあるらしい。学芸員の就職が困難である中で、ボランティアが増えている感じもします。私は科学博物館でボランティアをやっているんですが、あそこはもう協力関係みたいなもの、特に現場のコミュニケーションみたいなものは、ほとんどボランティアがやっていて、これはもう職員じゃないの？ と思うくらいまでやっていますが、そのあたりの関係性みたいなものはどうお考えですか。いわゆる学芸員の専門性みたいなものと、ボランティアの関係性みたいなことの現実をおうかがいしたいのと、瀧端先生が博物館学を研究するときに、他の分野の人の方が積極的に良い論文を発表されるとおっしゃっていましたが、実際論文を検索するときに、どこに書いてあるのか分らない。いろいろな、たとえば博物館のことを書いてある論文なのに、地理関係の雑誌に載っていたりして、そういったあたり専門のアーカイブがあると良いあと常々思うんですが。実際あれば何かご紹介いただきたいと思っています。

**瀧端：**ボランティアの問題は館によってさまざまだと思うんですね。野外の博物館ですと、雑草一つ抜くだけでも大変ですので、実質ボランティアが支えている部分があると思います。ただ専門的な知識というのは人によってもものすごく差がありますし、子どもたちと独楽回ししていただくとか、お茶をたてて出すとかだと、学芸員よりも上手な方もいるわけですね。自然史系であれば、例えば昆虫が専門の学芸員さんであれば、自分の専門は蜂で、他の昆虫類に関してはアマチュアの人詳しいとかで、そういうのは連携をとりながら、一緒に研究したり調査する仲間としてのボランティア、一緒に調査をするアマチュアの研究者という形としての連携になってくると思うのです。難しいのは、大規模館で組織的にボランティアを募集していて、ボランティアの世話をする係を、学芸員の中でやりたくないのに何となくボランティア担当やらされているみたいなケースが一番不幸だと思います。

あと展示解説だと、静かに見たいのに、ボランティアの人が長時間解説をすると、大はずれになってしまったりとか、それから美術館の持っている権威性をボランティアが取り込んでしまいかねないという問題もあるので、館種、規模、それから中にいる館員たちの意識によってかなり違うので一概には言えないと思います。アーカイブの方は、全国大学博物館学講座協

議会（全博協）で近々博物館文献目録を作るという話になっていて、どこまで探索できるかはちょっとわからない。自分たちが博物館学と認識している部分でしか収集されていないのではないかと思います。

浜田：約7000件の文献のデータベースができる予定です。

瀧端：データベースになるんですか？ 紙ではなくて。

浜田：いえ、基本的には紙になります。今たぶん検索もできるように入力しているので、データベースとしても公開される可能性はあると思います。

瀧端：荻野さんの単行本の巻末には、フランスと日本のですけども博物館関係の文献資料一覧が載っています。私の見た中では荻野さんの本が文献探すには一番いいかと思います。ただ、2002年の出版なので、それから後は探せないですけどね。

浜田：どうもありがとうございました。本日は、はるばる関西から2人の先生にお越しいただき、感謝申し上げます。なかなかタイトル通りに「学芸員養成の方向性」あるいは「博物館学の方向性」について、明確に描ききれなかったかとは思いますが、ここで確認でき

た事は2、3あるかと思います。まず、私たちCOEがやろうとしている高度専門職学芸員養成としての「博物館学」は、他大学がやっている文化財学とは方向性が違うという点です。文化財学科というのは国内にいくつかできていますが、博物館学というのはまだできていないという点で、博物館学とは何かについて、ここで改めて捉えなおす必要があるのではないかと思います。瀧端先生からもご提案がありましたが、やはり博物館学というのは原点に戻って、「博物館とは何か？」という点を相対化して考えるべきだということが確認できたのではないかと思います。

私は鶴田総一郎先生から博物館学を習ったのですが、博物館学の定義について、「博物館とは何かを科学的に追及する応用科学である」と教わりました。この定義が与えられた1956年以来、この50年の間、博物館学は「博物館とは何か？」ということを実際に考えてこなかったのかも知れません。その原点に戻ることが博物館学の本質である、ということが本日は確認できたのではないかと思います。次回は現場経験豊富な方々から別の角度でご指摘いただけたらと思いますので、さらに議論を深めていきたいと思っています。

それでは本日はここで終わりたいと思います。どうも長い時間ありがとうございました。